

○新潟県道路占用許可基準

昭和 61 年 4 月 1 日道維第 50 号制 定
平成 8 年 4 月 1 日道維第 19 号一部改正
平成 8 年 7 月 1 日道維第 234 号一部改正
平成 9 年 5 月 26 日道維第 114 号一部改正
平成 12 年 4 月 3 日道維第 150 号一部改正
平成 13 年 3 月 22 日道維第 689 号一部改正
平成 15 年 4 月 1 日道維第 6 号一部改正
平成 17 年 4 月 1 日道管第 24 号一部改正
平成 20 年 3 月 17 日道管第 814 号一部改正
平成 21 年 3 月 27 日道管第 784 号一部改正
平成 23 年 3 月 28 日道管第 717 号一部改正
平成 23 年 6 月 30 日道管第 201 号一部改正
平成 24 年 3 月 29 日道管第 761 号一部改正
平成 25 年 3 月 29 日道管第 753 号一部改正
平成 26 年 4 月 1 日道管第 22 号一部改正
平成 28 年 3 月 17 日道管第 644 号一部改正
平成 29 年 2 月 17 日道管第 414 号一部改正
令和 2 年 2 月 21 日道管第 334 号一部改正
令和 3 年 10 月 26 日道管第 342 号一部改正
令和 6 年 3 月 14 日道管第 540 号一部改正
令和 7 年 3 月 19 日道管第 564 号一部改正

(通 則)

本基準は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 章第 3 節で定める道路の占用に関し、道路法第 32 条第 1 項に定める占用物件ごとにその主なものについて許可基準を示したもので、新潟県道路占用規則（昭和 45 年新潟県規則第 16 号）第 3 条で定める道路の占用の許可基準とあわせて適用するものである。

なお、この基準に定めのない占用物件については、道路法第 32 条第 1 項の限定列举の趣旨に反しないよう厳格にその適否を判断した上で、適宜類似の占用物件の基準を適用する。

また、本基準は、道路占用を奨励するものではなく、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ず許可する場合に、一般的に満たすべき条件を基準として示したものである。（道路法第 33 条）

したがって、許可の際は道路の敷地外に余地がなく、真にやむを得ない場合であるか、十分検討の上、本基準を適用するものである。

(基 準)

第 1 道路法第 32 条第 1 項第 1 号該当物件（電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物）

1 電柱・電線等

- (1) 電柱を新設又は立替える場合は、他の柱に共架することができる場合には、単独柱の占用は認めないこと。
- (2) 電柱は、法敷に設けること。ただし、法敷のない道路にあつては、路端寄りとすること。（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第11条第1項第2号）
なお、法敷の場合は法尻、路端寄りの場合は車道端から0.25メートル以上離れた位置とすること
- (3) 前記(2)によることが困難又は不適当な場合は、歩道又は自転車歩行者道（以下「自歩道」という。）の歩車道境界から0.25メートル路端寄りに設置することができる。
- (4) 同一路線に係る電柱は、道路の同一側に設け、かつ、歩道を有しない道路にあつて、その対側に占用物件がある場合は、これと8メートル以上の距離を保つこと。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場合においては、この限りでない。（令第11条第1項第2号）
- (5) 地上電線の高さは、路面から5メートル以上とすること。ただし、既設電柱に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合は、4.5メートル以上、歩道又は自歩道上にあつては2.5メートル以上で除雪作業に支障がない高さとすることができる。（令第11条の2第1項第1号）
- (6) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。（令第12条第1号）
- (7) 電柱の脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けること。（令第12条第1号）
- (8) 支線及び支柱が歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、危険表示のため、黄色に黒色のしま状のガード等を取り付けること。
- (9) 電線共同溝又はキャブシステム等（2以上の道路占用者の電線を収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設で、道路法第2条第2項第9号に規定する共同溝以外のものをいう。）に収容される地下電線を当該地下電線の保全のために適切な措置を講じて埋設する場合は、埋設深の基準の適用はないので留意すること。（令第11条の2第1項第2号及び道路法施行規則（昭和27年8月1日建設省令第25号。以下「規則」という。）第4条の4の2第3項）
なお、電線共同溝の占用については、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づき行われるものであること。
- (10) 電気通信設備等の共同収容の取扱いは、平成9年3月14日建設省道政発第35号の2（関係通知等（以下「通知等」という。）第1の1(1)参照）及び平成11年3月31日建設省道政発第31号建設省道路局路政課長通達（通知等第1の1(3)参照）によること。
- (11) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく発電事業、一般送配電事業、送電事業及び特定送配電事業の用に供する電柱等の取扱いは、平成28年3月30日国道利第38号国土交通省道路局路政課長通知

(通知等第1の1(4)参照)によること。

2 有線音楽放送施設

- (1) 有線音楽放送に係るスピーカーの占用は認めないこと。
- (2) 有線音楽放送施設の取扱い、昭和47年9月20日建設省道政発第63号の2建設省道路局長通達（通知等第1の2(1)参照）によること。

3 登録一般放送事業等の用に供する有線電気通信設備

登録一般放送事業等の用に供する有線電気通信設備の取扱い、平成8年6月28日建設省道政発第60号建設省道路局長通達（通知等第1の3(1)参照）によること。

4 信 号 機

- (1) 他の柱に共架することができる場所には、単独柱の占用は認めないこと。
- (2) 柱の位置は、電柱の基準によること。
- (3) 冬期間において灯器からの落雪等が通行者等に対し危険を及ぼすおそれがあることから、この処理について所轄警察署とあらかじめ打合せを行った後、協議に対し回答すること。
- (4) 灯器の最下部と路面との距離は4.7メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道上にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。
- (5) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
(令第12条第1号)
- (6) 手続は、昭和43年4月22日道補第664号土木部長通知（通知等第1の14(1)参照）で定めたところによること。

5 街 灯

- (1) 他の柱に共架することができる場所には、単独柱の占用は認めないこと。
- (2) 柱の位置は、電柱の基準によること。
- (3) 灯器の最下部と路面との距離は、5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道上にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。
- (4) 街灯間の配線は地下に埋設し、その取扱いは第2の6によること。また、やむを得ず地上に配線する場合は、地上電線の基準によること。
- (5) 冬期間において灯器からの落雪等が通行者等に対し危険を及ぼすおそれがあることから、占用者の負担において雪降ろしを行う旨許可の条件とすること。
- (6) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
(令第12条第1号)
- (7) 連続して設置する街灯は、形状及び色彩（周囲の状況と調和する色）を統一すること。
- (8) 看板の添架は慎重に取り扱うこととし、その取扱いは第7の1の(1)及び(2)によること。

6 郵便差出箱・公衆電話ボックス

- (1) 法敷、歩道又は自歩道のない道路にあっては、設置は認めないこと。
- (2) 歩道に設置する場合は1.5メートル以上、自歩道に設置する場合は2メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所であること。

- (3) 法敷に設置する場合は、当該物件の車道側外側（扉を開けた状態でのものとする。）の位置は車道端から0.25メートル以上路端寄りとすること。
- (4) 歩道又は自歩道に設置する場合は、歩車道境界から0.25メートル以上路端寄りとし、扉の開閉方向は道路の縦断方向とすること。ただし、連続して設置する場合で歩行者等の安全が確保できる場合は、道路の横断方向とすることができる。
- (5) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
(令第12条第1号)
- (6) 公衆電話ボックス内に設置するテレホンカード自動販売機の取扱いは昭和62年12月22日建設省道政発第79号の2建設省道路局路政課長通達（添付省略）及び平成4年6月10日建設省道政発第47号建設省道路局路政課長通達（添付省略）によること。

7 ベ ン チ

- (1) バス停留所、タクシー乗場その他の公共交通機関の待合施設（以下「バス停留所等」という。）、高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、ショッピングモール、コミュニティ道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置する場合など歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合に認めるものであること。
- (2) 路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずるものであって、適格な管理能力を有すると認められるものが設置するものであること。
- (3) 設置場所は、電柱等の他の占用物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、次に掲げる場所とすること。

ア 道路の法敷

イ 歩道に設置する場合は2メートル以上、自歩道に設置する場合は3メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所

ウ 道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、自動車駐車場に設置する場合には、自動車の駐車
の用に供されている以外の部分

エ その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所

- (4) 構造は、原則として固定式とするなど容易に移動することができないものとし、十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。
- (5) ベンチ設置に付随するゴミ箱は、原則として認めないこと。ただし、固定式で歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、ゴミ箱の管理が万全に行われるものであれば、この限りでない。
- (6) 申請に際しては、占用者がベンチ（ゴミ箱を設置する場合は、それを含む。）の維持管理に関する事項を定めた管理規程（別紙1）をあらかじめ作成し、申請書に添付する必要があること。

8 上 屋

- (1) バス停留所等に設置される場合、ベンチに付随して設置される場合など歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合に認めるものであること。
- (2) 路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずるも

のであって、適確な管理能力を有すると認められるものが設置するものであること。

- (3) 設置場所は、電柱等の他の占用物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、次に掲げる場所とすること。

ア 道路の法敷

イ 歩道に設置する場合は2メートル以上、自歩道に設置する場合は3メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所。ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、歩道に設置する場合は3.5メートル以上、自歩道に設置する場合は4メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所

ウ 道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、自動車駐車場に設置する場合には、自動車の駐車のに供されている以外の部分

エ 設置する上屋が壁面を有する場合は、交差点の付近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げるもののない場所

オ 近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合には、視覚障害者の上屋への衝突等を防止する観点から、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所

カ その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所

- (4) 上屋の幅は、原則として2メートル以下とすること。ただし、5メートル以上の幅員を有する歩道、自歩道及び駅前広場等の島式乗降場に設置する場合は、この限りでない。
- (5) 歩道又は自歩道に設置する上屋の高さは、路面から2.5メートル以上で除雪作業に支障がない高さとする。
- (6) 屋根には雪の滑り止め及び雨どいを設置するとともに、その流末処理を行うこと。ただし、雨どいの縦排水管は柱に埋め込まないこと。
- (7) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
(令第12条第1号)
- (8) 上屋には、装飾のための電気設備を設置しないこと。
- (9) 上屋設置に付随するゴミ箱は、原則として認めないこと。ただし、固定式で歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与する場合で、ゴミ箱の管理が万全に行われるものであればこの限りでない。
- (10) 歩道又は自歩道に設置する上屋には原則として壁を設置しないこと。ただし、バス停留所等に設置される上屋については、道路管理上支障がない場合に限り、次の基準により、壁を設置することができる。
- ア 交差点の付近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げるもののない場所であること。
- イ 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。
- ウ 壁面の面数は、三面以内であること。
- エ 壁面の材質は、透明なものであること。
- オ 上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。

- (11) 上屋には広告物等の添架及び塗装をしないこと。ただし、バス停留所等に設置される壁を有する上屋は、この限りではない。
- (12) バス停留所等に設置される上屋に対する広告物の添加の取扱いは、令和6年3月26日国道利第53号国土交通省道路局路政課長通知（通知等第1の8(1)参照）によること。
- (13) 申請に際しては、占有者が上屋（ゴミ箱を設置する場合は、それを含む。）の維持管理に関する事項を定めた管理規程（別紙2）をあらかじめ作成し、申請書に添付する必要があること。
- (14) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により、都市計画区域内にあっては建築確認申請が、区域外にあっては建築届が必要となるので留意すること。
- なお、占有許可は、確認申請にあっては確認と同時処分と、届出にあってはその前とすること。
- (15) 許可に当たっては、次の事項を条件として付すこと。
- ア 降雪期には、道路管理者の指示に従い、占有者の負担において雪降ろしを行うこと。
- イ 冬期間上屋から車道までの間の除雪が必要となった場合にあっては、占有者の負担において行うこと。

9 広 告 塔

- (1) 国又は地方公共団体が、直接かつ公益の目的で設置するものであること。
- (2) 中央分離帯、緑地帯又は相当の幅がある法敷等に設置すること。ただし、第7の1の(1)のウに掲げる場所でないこと。
- (3) 電光式、照明式又は反射材料式のものでないこと。
- (4) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- （令第12条第1号）
- (5) 支線及び支柱が歩行者等の運行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、危険表示のため、黄色に黒色にしま状のガード等を取り付けること。
- (6) 高さ4メートル以上の広告塔は、建築基準法の規定による建築確認申請が必要となるので留意すること。
- なお、占有許可は確認と同時処分とすること。
- (7) 上記に定めるほか、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に係る占有の許可に当たっては、特例が定められているため、平成23年10月20日付け国道利第22号国土交通省道路局路政課長通知（通知等第1の9(1)）を参照すること。

10 変圧塔・送電塔

- (1) 脚柱は鉄骨等強固な構造とし、コンクリート製の基礎を必ず設置すること。ただし、この場合にあっては、基礎（地下埋設部を含む。）は車道を侵さないこと。
- なお、地上部分にある当該占有物件の車道側外側の位置は、車道端から0.25メートル以上路端寄りとする。
- (2) 周囲は危険防止柵（ガードレール・立入防止柵等）を設置すること。
- (3) やむを得ず雪崩又は土砂崩壊等のおそれがある場所に設置する場合は、上部に防止柵を設置すること。

- (4) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
(令第12条第1号)

11 フラワーボックス

- (1) 道路の美化に寄与するものに限り認めるものとし、地元町内会等が設置するものであること。
(2) 設置位置等は、郵便差出箱、公衆電話ボックスの基準によること。
(3) 冬期間は撤去する旨許可の条件とすること。

12 工作物等に添架する携帯電話等の小型の無線基地局

- (1) 地上の工作物等に添架する携帯電話等の小型の無線基地局(以下、「無線基地局」という。)を設置する場合には、既存の電柱、電話柱を含む地上機器、街灯及び公衆電話ボックスなど(以下、「工作物等」という。)への添架を原則とし、無線基地局の設置のみを目的とする工作物の新設は認めないこと。
(2) 他の工作物を占用許可により新たに設置し、同時に当該工作物に無線基地局を添加する場合には、当該工作物の占用が、無余地性の基準を含め、当該工作物に係る占用許可基準に適合する必要があることに留意すること。
(3) 複数の事業者の無線基地局を同一の工作物等に添架する場合は、1つの箱に収容し、又は1本の腕金に設置するなど1ヶ所に集約して設置する共用無線基地局以外認めないこと。
(4) (3)にかかわらず、緊急輸送道路等における電柱等への添加については、1柱につき1無線基地局を超える新たな添架は認めないこと。
(5) (1)、(3)及び(4)にかかわらず、無電柱化が予定されている箇所における電柱等への新たな無線基地局の添架は認めないこと。
(6) 既存の電柱、電話柱等に添架する場合は、無線基地局の最下部と路面との距離は5メートル以上とすること。ただし、技術上やむを得ず、かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合は4.5メートル以上、歩道又は自歩道上にあつては2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。
(7) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
(令第12条第1号)
(8) 無線基地局には広告物等の添架及び塗装は認めないこと。
(9) 冬期間において無線基地局から落雪等が通行者等に対し危険を及ぼすおそれがあることから、必要に応じた落雪対策を施すこと。
(10) 許可に当たっては、「道路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合及び無電柱化の一環として無線基地局が添架されている工作物等につき改築、移転、除却、その他の措置を行う必要が生じた場合には、事業者が自らの費用負担により無線基地局を改築、移転、除却、その他の必要な措置をとらなければならない。」旨条件として付すること。
(11) 上記以外の取扱いは、平成26年3月26日国道利第32号国土交通省道路局長通達(通知等第1の12(1)参照)によること。

なお、設置方法等については、平成26年3月26日国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐事務連絡(添付省略)を参照のこと。

13 R T（光アクセス装置）本体

- (1) 電柱にR T本体を設置する場合、R T本体を添架する電柱は、既存の電柱又は既存の電柱から立て替えを行ったバッテリー内蔵型電柱とすること。
- (2) 既存の電柱に添架する場合は、R T本体の最下部と路面との距離は5メートル以上とすること。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合は4.5メートル以上、歩道又は自歩道上にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。
- (3) 地上にR T本体を設置する場合、その設置位置は、郵便差出箱・公衆電話ボックスの基準によること。
- (4) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
(令第12条第1号)
- (5) R T本体には広告物等の添架及び塗装は認めないこと。
- (6) 電柱にR T本体を設置する場合、冬期間においてR T本体からの落雪等が通行者等に対し危険を及ぼすおそれがあることから、必要に応じた落雪対策を施すこと。
- (7) 許可に当たっては、「道路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合及び電線類地中化を行うため、R T等が添架されている工作物につき改築、移転、除却、その他の措置を行う必要が生じた場合には、R T等を設置した第一種電気通信事業者が自らの費用負担によりR T等を改築、移転、除却、その他必要な措置をとらなければならない。」旨条件として付すこと。
- (8) 上記以外の取扱いは、平成7年3月15日建設省道政発第42号建設省路政課長通達（通知等第1の13(1)）並びに平成8年2月20日及び平成12年2月29日建設省道路局路政課道路利用調整室課長補佐事務連絡（添付省略）によること。

なお、設置法等についても、上記通達等を参照のこと。

14 パーキング・チケット発給設備

- (1) 公安委員会が設置するもの又は駐車場法（昭和32年法律第106号）第4条に定める「駐車場整備計画」に基づき設置される路上駐車場に伴い、設置するものであること。
- (2) 公安委員会が設置するものの手続は、昭和43年4月22日道補第664号土木部長通知（通知等第1の14(1)参照）の例によること。
- (3) 上記以外の取扱いは、昭和62年3月20日建設省道路局路政課課長補佐事務連絡（通知等第1の14(2)）を参照のこと。

15 信号機電源付加装置

- (1) 設置位置等は、郵便差出箱・公衆電話ボックスの基準によること。
ただし、信号機電源付加装置と信号制御盤をつなぐ地下電線の取扱いは、第2の6によること。
- (2) 歩行者等の視認性の支障及び歩道除雪の支障とならないものであること。
- (3) 手続は、昭和43年4月22日道補第664号土木部長通知（通知等第1の15(1)参照）で定めたところによること。

16 蓄電池

- (1) 蓄電池は、無線基地局等の工作物等に附帯して災害時における予備電源として設置され、又は、太陽光発電設備等に附帯して発電された電力を貯蔵するために設置されるといった利用形態が通常であることから、その態様に鑑み、蓄電池の占用を認めるに当たっては、他の占用物件に附帯することを基本とすること。
- (2) 蓄電池を設置する場合には、当該蓄電池が附帯する占用物件に近接する場所を原則とすること。
- (3) 蓄電池には、広告物の添加及び塗装は認めないこと。
- (4) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
(令第12条第1号)
- (5) 蓄電池の個数及び規模は、当該蓄電池が附帯する占用物件に応じて必要最小限であること。
- (6) 許可に当たっては、「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び無電柱化の一環として蓄電池が添加されている工作物等につき改築、移転、除却その他の措置を行う必要が生じた場合には、事業者が自らの費用負担により蓄電池を改築、移転、除却、その他必要な措置をとらなければならない。」旨条件として付すこと。
- (7) 上記以外の取扱い、令和4年7月29日国道利第6号国土交通省道路局長通達(通知等第1の16(1)参照)によること。

第2 道路法第32条第1項第2号該当物件（水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件）

1 水 管

- (1) 歩道又は自歩道を有する道路にあっては、歩道又は自歩道に埋設すること。ただし、歩道又は自歩道に適切な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、車道下に埋設することができる。（令第11条の3第1項第2号）
- (2) 歩道又は自歩道のない道路にあっては、路面の中央部（路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部）以外の部分に埋設すること。ただし、当該部分に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、路面の中央部に埋設することができる。
- (3) 道路を横断して埋設する場合は、車道部に対し直角に埋設すること。
- (4) 将来住宅地域となることが予想される地域で新たに本線を埋設する場合は、本線が埋設された道路の反対側の地域に供給するため、本線に準ずる口径の引込管（特定家屋を対象とするものでなく、一定の範囲をもつ地域を対象とするもの）をあらかじめ埋設しておくこと。
- (5) 既設本線から引込管を新たに設置する場合は、上記(4)の引込管に準ずるものであること。
- (6) 水管の本線を埋設する場合、その頂部と路面との距離は1.2メートル（工事実施上やむを得ない場合は0.6メートル）以下としないこと。（令第11条の3第1項第2号、別表1）
なお、1.2メートル以下とした場合、必要に応じ鉄板、ケース管等での防護を施行する必要があること。
- (7) 水管は、別途定めるところ（別表2）により、堅固で耐久力を有するものを使用すること。（令第12条第2号）

- (8) 埋設する水管には、その上部（路盤の最下面）に管理者等を明示するための埋設標識シート（幅15センチメートル以上で耐久性を有する材質のもの）を敷設するとともに、その本体にも昭和46年7月3日道補第779号道路補修課長通知（通知等第2の1(1)参照）で定めるところにより、テープを巻き付ける等の方法で管理者等を明示すること。（令第12条第2号及び規則第4条の3の2）

2 下 水 道 管

- (1) 歩道又は自歩道を有する道路にあつては、歩道又は自歩道に埋設すること。ただし、歩道又は自歩道に適切な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、車道下に埋設することができる。（令第11条の4第2項）
- (2) 歩道又は自歩道のない道路にあつては、路面の中央部（路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部）以外の部分に埋設すること。ただし、当該部分に適切な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、路面の中央部に埋設することができる。
- (3) 道路を横断して埋設する場合は、車道部に対し直角に埋設すること。
- (4) 将来住宅地域となることが予想される地域で新たに本線を埋設する場合は、本線が埋設された道路の反対側の地域の下水を処理するため、本線に準ずる口径の引込管（特定家屋を対象とするものでなく、一定の範囲をもつ地域を対象とするもの）をあらかじめ埋設しておくこと。
- (5) 既設本線から引込管を新たに設置する場合は、上記(4)の引込管に準ずるものであること。
- (6) 下水道管の本線を埋設する場合、その頂部と路面との距離は3メートル（工事実施上やむを得ない場合は1メートル）以下としないこと。（令第11条の4第1項、別表1）
- (7) 下水道管は、別途定めるところ（別表2）により、堅固で耐久力を有するものを使用すること。（令第12条第2号）
- (8) 埋設する下水道管には、その上部に（路盤の最下面）に管理者等を明示するための埋設標識シート（幅15センチメートル以上で耐久性を有する材質のもの）を敷設するとともに、その本体にも昭和46年7月3日道補第779号道路補修課長通知（通知等第2の2(1)参照）で定めたところにより、テープを巻き付ける等の方法で管理者等を明示すること。（令第12条第2号及び規則第4条の3の2）
- (9) 下水道暗渠等に、水防管理者又は量水標管理者が水位観測施設等を設置する場合及び国、地方公共団体、熱供給事業者等が熱交換器等を設置する場合の取扱いは、平成27年11月26日国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐事務連絡（通知等第2の2(2)参照）によること。

3 ガ ス 管

- (1) 歩道又は自歩道を有する道路にあつては、歩道又は自歩道に埋設すること。ただし、歩道又は自歩道に適切な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、車道下に埋設することができる。（令第11条の3第1項第2号）
- (2) 歩道又は自歩道のない道路にあつては、路面の中央部（路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部）以外の部分に埋設すること。ただし、当該部分に適切な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、路面の中央部に埋設することができる。
- (3) 道路を横断して埋設する場合は、車道部に対し直角に埋設すること。
- (4) 将来住宅地域となることが予想される地域で新たに本線を埋設する場合は、本線が埋設された道路

の反対側の地域に供給するため、本線に準ずる口径の引込管（特定家屋を対象とするものでなく、一定の範囲をもつ地域を対象とするもの）をあらかじめ埋設しておくこと。

(5) 既設本線から引込管を新たに設置する場合は、上記(4)の引込管に準ずるものであること。

(6) ガス管の本線を埋設する場合、その頂部と路面との距離は1.2メートル（工事実施上やむを得ない場合は0.6メートル）以下としないこと。（令第11条の3第1項第2号、別表1）

なお、1.2メートル以下とした場合、必要に応じ鉄板、ケース管等での防護を施行する必要があること。

(7) ガス管は、別途定めるところ（別表2）により、堅固で耐久力を有するものを使用すること。（令第12条第2号）

(8) 埋設するガス管には、その上部（路盤の最下面）に管理者等を明示するための埋設標識シート（幅15センチメートル以上で耐久性を有する材質のもの）を敷設するとともに、その本体にも昭和46年7月3日道補第779号道路補修課長通知（通知等第2の3(1)参照）で定めたところにより、テープを巻き付ける等の方法で管理者等を明示すること。（令第12条第2号及び規則第4条の3の2）

4 高圧ガス管（最大圧送圧力が2MPa以上の高圧ガス供給施設）

(1) 歩道又は自歩道を有する道路にあっては、歩道又は自歩道に埋設すること。ただし、歩道又は自歩道に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、車道下に埋設することができる。（令第11条の3第1項第2号）

(2) 歩道又は自歩道のない道路にあっては、路面の中央部（路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部）以外の部分に埋設すること。ただし、当該部分に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、路面の中央部に埋設することができる。

(3) 道路を横断して埋設する場合は、車道部に対し直角に埋設すること。

(4) 高圧ガス管を埋設する場合、その頂部と路面との距離は1.2メートル以下としないこと。（別表1）
ただし、舗装されている車道下に埋設する場合は、当該舗装部分の路盤（しゃ断層がある場合は、当該しゃ断層。以下同じ。）の下に埋設し、管の頂部と路盤の最下部との距離は、0.5メートル以下としないこと。

(5) 市街地又は人家連坦地区（将来において市街化又は人家連坦化が予想される地区を含む。）の道路にあっては、次の事項に留意すること。

ア 高圧ガス管の上部に鉄板を敷設する等の方法により、防護することとし、この場合の防護施設の頂部と路面との距離は、0.9メートル以下としないこと。（別表1）

イ 人家等から3メートル以内に埋設される高圧ガス管については、コンクリートボックスへ収容し、又は鋼矢板を打設する等の方法により漏洩したガスが人家等の側へ拡散しないような措置を講じること。また、これらの施設は自動漏洩検知が可能なものとする。

(6) 高圧ガス管は、別途定めるところ（別表2）により、堅固で耐久力を有するものを使用すること。（令第12条第2号）

(7) 埋設する高圧ガス管には、その上部（路盤の最下面）に管理者等を明示するための埋設標識シート（幅15センチメートル以上で耐久性を有する材質のもの）を敷設するとともに、その本体にも昭和46

年7月3日道補第779号道路補修課長通知（通知等第2の4(1)参照）で定めるところにより、テープを巻き付ける等の方法で管理者等を明示すること。（令第12条第2号及び規則第4条の3の2）

(8) 上記以外の基準は、平成16年10月1日国道利第19号国土交通省道路局長通知（通知等第1の4(2)参照）によること。

(9) 油成分を含む生産ガスの圧送施設については、石油管の規定を適用する場合があるので、特に留意すること。

5 石 油 管

(1) 石油管の占用場所は、トンネルの上の道路がない区域に設ける場合及び地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合を除き、地下であること。（令第11条の5第1項第1号）

(2) 石油管を地下に設ける場合（道路を横断して設ける場合及びトンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除く。）は、原則として車両の荷重の影響の少ない場所であり、かつ、導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。（令第11条の5第1項第2号）

(3) 道路を横断して埋設する場合は、車道部に対し直角に埋設すること。

(4) 石油管を道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、次の基準によること。（令第11条の5第1項第2号、別表1）

ア 市街地においては、導管の頂部と路面との距離は1.8メートル以下（防護構造物で導管を保護する場合、当該防護構造物の頂部と路面との距離は1.5メートル以下）としないこと。

イ 市街地以外の地域においては、導管の頂部（防護構造物で導管を保護する場合にあつては当該防護構造物の頂部）と路面との距離は1.5メートル以下としないこと。

(5) 石油管を道路の路面下以外の場所に埋設する場合、導管の頂部と路面との距離は1.2メートル（防護工又は防護構造物で導管を保護する場合、市街地においては0.9メートル、市街地以外の地域においては0.6メートル）以下としないこと。（令第11条の5第1項第2号、別表1）

(6) 石油管は、別途定めるところ（別表2）により、堅固で耐久力を有するものを使用すること。（令第12条第2号）

なお、石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）の規定による石油パイプライン事業の用に供する石油管の占用の場所又は構造についての基準を適用するについて必要な技術的細目は、同法第15条第3項第2号の規定に基づく主務省令の規定（石油管の設置の場所又は構造に係るものに限る。）の例によること。（令第16条ただし書き）

(7) 埋設する石油管には、その上部（路盤の最下面）に管理者等を明示するための埋設標識シート（幅15センチメートル以上で耐久性を有する材質のもの）を敷設するとともに、その本体にも昭和46年7月3日道補第779号道路補修課長通知（通知等第2の5(1)参照）で定めるところにより、テープを巻き付ける等の方法で管理者等を明示すること。（令第12条第2号及び規則第4条の3の2）

(8) 石油管を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。（令第11条の5第1項第3号）

ア トンネルの中でないこと。

イ 高架の道路の路面下の道路のない区域にあつては、当該高架の道路の桁の両側又は床版の下であり、かつ、当該石油管を取り付けることができる場所であること。

ウ 石油管の最下部と路面との距離が5メートル以上であること。

- (9) 石油管を地上に設ける場合は、倒壊、地下、汚損、火災等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。（令第12条第1号）

6 地下に設ける電線（電線共同溝又はキャブシステム等、道路管理者が道路の地下に設ける施設を占用する地下電線を除く。）

- (1) 歩道又は自歩道を有する道路にあつては、歩道又は自歩道に埋設すること。ただし、歩道又は自歩道に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、車道下に埋設することができる。（令第11条の2第1項第2号）

- (2) 歩道又は自歩道のない道路にあつては、路面の中央部（路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部）以外の部分に埋設すること。ただし、当該部分に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、本線に限り、路面の中央部に埋設することができる。（令第11条の2第1項第2号）

- (3) 道路を横断して埋設する場合は、車道部に対し直角に埋設すること。

- (4) 地下に設ける電線の頂部と路面との距離は、0.6メートル以下としないこと。ただし、上記(1)のただし書き及び(2)のただし書きの場合は、0.8メートル以下としないこと。（令第11条の2第1項第2号、別表1）

なお、マンホール、ハンドホールに收容される地下電線を当該地下電線の保全のために適切な措置を講じて埋設する場合は、埋設深の基準の適用はないので留意すること。（令第11条の2第1項第2号及び規則第4条の4の2第3項）

- (5) 上記(4)にかかわらず次に掲げる地下に設ける電線の埋設深については、舗装の構造、交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等勘案して道路管理上必要な距離とする。（規則第4条の4の2第1項及び第2項）

ア 災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い一時的に設けられた地下電線

イ 路床が岩盤等であつて上記(4)に規定する距離とすることが著しく困難な場所に設けられる地下電線

ウ 地下電線の立ち上がり部分

エ 各戸に引き込むために埋設される地下電線

オ 道路若しくは地下電線を收容する占用物件の構造又は他の占用物件の占用の位置の関係から、上記(4)に規定する距離とすることが著しく困難又は不適当な場所に設けられる地下電線

- (6) 地下に設ける電線は、別途定めるところ（別表2）により、堅固で耐久力を有するものを利用すること。（令第12条第2号）

- (7) 地下に設ける電線には、その上部（路盤の最下面）に管理者等を明示するための埋設標識シート（幅15センチメートル以上で耐久性を有する材質のもの）を敷設するとともに、その本体にも昭和46年7月3日道補第779号道路補修課長通知（通知等第1の6(1)参照）で定めるところにより、テープを巻

き付ける等の方法で管理者等を明示すること。（令第12条第2号及び規則第4条の3の2）

- (8) 電柱にRT本体を設置する場合、地下に設置されるバッテリー設置台の取扱いについては、平成7年3月15日建設省道政発第42号建設省道路局路政課長通達（通知等第1の6(5)参照）によること。

なお、設置方法等についても、上記通達を参照のこと。

7 その他の管類（灌漑用水管・排水管等）

- (1) 縦断方向の埋設は認めないこと。ただし、公益上設置することが妥当と認められる場合はこの限りでない。
- (2) 道路を横断して埋設する場合は、車道部に対し直角に埋設すること。
- (3) 管は、別途定めるところ（別表2）により、堅固で耐久力を有するものを使用すること。（令第12条第2号）
- (4) 交通量の多い道路又は地盤が安定していないと認められる場合にあっては、必要に応じ、コンクリート巻立て等による防護策を講ずること。
- (5) 水管、ガス管、地下電線の埋設が予想される場所にあっては、管の頂部（防護策を講ずる場合は、当該防護構造物の頂部）と路面との距離は、これらの管の埋設に支障を及ぼさないものとする。

8 マンホールの設置位置等

- (1) マンホールは交差点内に設置しないこと。
- (2) マンホールの設置間隔は、技術上可能な限り、大きくとること。
- (3) マンホール首部と路面とは段差が生じやすく、特に冬期間の除雪に支障をきたすおそれが大きいため、降雪期前の点検方法等について、あらかじめ占用者と打合せを行ってから許可すること。

なお、許可に当たっては、「マンホール首部周辺の路面が、マンホールに起因して補修を要する状態になった場合は、占用者の負担で施行すること。」を条件として付すること。

- (4) マンホールの蓋は、降雨、降雪期に歩行者が乗ってもすべらないものとする。

9 橋りょうへの添架

- (1) 新設及び架換え橋りょうへの添架

ア 一般基準

- (ア) 橋りょうへの添架は、橋りょうの構造的負担が増加するばかりでなく、補修や点検等の橋りょうの維持管理において支障となるものであることから、極力許可を抑制すること。ただし、橋りょう周辺の沿道の状況や添架物の公共性に鑑みる社会的影響などから、橋りょうへの添架がやむを得ない場合は、この限りではない。
- (イ) やむを得ず橋りょうへの添架を許可する場合は、橋りょうの維持管理への影響を極力低減させるため、下部工を拡張した架渡しを原則とする。この場合、次に掲げる事項に留意すること。
- a 添架物の重量が橋りょう下部工に与える影響の程度
 - b 下部工の張出しの程度
 - c 補修や点検などの維持管理のための、橋りょう本体と添架物の離隔
 - d 道路交通や美観など周辺環境への影響
- (ウ) 既設橋りょうと同位置に架換える場合など、周辺の状況から下部工の拡張が困難な場合は、例

外として上部工への添架はやむを得ないものとする。この場合、次に掲げる基準を満たすこと
イ コンクリート橋及び鋼橋共通の添架基準

- (ア) 橋りょう部材への穴あけ、切欠き及び現場溶接はしないこと。
- (イ) 橋りょう主部材（主桁、横桁、対傾構、スティフナー等）へは直接添架せず、添架部材を設置すること。
- (ウ) 橋りょう本体、添架部材及び占用物件の間に、橋りょうの維持管理に必要なスペースを確保すること。
- (エ) 歩道橋及び上部工について、全体添架重量を1メートル当たり0.49キロニュートン以上とするような添架は認めないこと。ただし、橋りょう設計時に構造計算を行い、安全を確認できた場合はこの限りではない。
- (オ) 占用物件は添架部材の上側に設置すること。
- (カ) 地覆及び床版等からの吊下げ構造での添架は認めないこと。
- (キ) 取付け位置は、令第11条の2第1項第3号、第11条の3第2項、第11条の4第2項及び第11条の5第2項に基づき桁の両側又は床版の下とすること。
- (ク) 添架物の高さ（底部）は、橋りょう上部工本体（主桁等）下面より上とすること。ただし、これにより難い場合で桁下と堤防高の間に相当の余裕がある場合は、この限りではない。
- (ケ) 箱桁内部以外に占用する場所がない場合は、箱桁端部を密封構造とした上、占用すること。ただし、水管、下水道管、ガス管及び石油管は占用を認めないこと。
- (コ) 橋台背面の占用物件の構造は橋りょう添架占用物件の構造と整合させるとともに橋台に影響を与えない構造とすること。
- (サ) 道路交通や美観など周辺環境への影響などを十分に検討すること。

ウ 鋼橋の添架基準

- (ア) 添架専用スティフナー及びガセットプレートを用いて添架部材を設置することとし、添架専用スティフナーはすみ肉溶接により主桁に取り付けること。この際、主桁上下フランジとは防食を考慮した隔離を設けること。
- (イ) 添架専用スティフナーとガセットプレートの接合はすみ肉溶接とし、ガセットプレートと添架部材の接合はボルト接合とすること。添架専用スティフナーは、添架重量を考慮し、十分安全なものとする。

(2) 既設橋りょうへの添架

ア 既設橋りょうは、建設当初において添架物の重量や添架物を収めるための空間を見込んでいないことや、水分や塩分など外的要因により損傷を受けており、建設当初より耐久性及び耐荷性が低下していることなどから、添架による将来的な影響を予測できないため、原則添架は認めないこと。

ただし、添架を認めないことによる社会的影響などからやむを得ない場合は、この限りではない。

イ やむを得ず橋りょうへの添架を認める場合は、申請者が行う橋りょうの諸元情報に基づいた構造計算により添架物重量の影響の程度を確認するとともに、橋りょう本体と添架物の間の維持管理空間の確保、点検結果から橋りょうの損傷程度、道路交通や美観など周辺環境への影響などを十分に

検討すること。

ウ 既設橋りょうへの添架は、上記検討内容に加え新設及び架換え橋りょうへの添架の基準を満たすものであること。

(3) 付すべき許可条件

通常付すべき条件のほか、次の条件を付すこと。

ア コンクリート橋

橋りょう本体の修繕又は補修時において必要となる占用物件に係る仮設費は、占用者の負担とすること。

イ 鋼橋

(ア) 橋りょう本体の修繕又は補修時において必要となる占用物件に係る仮設費は、占用者の負担とすること。

(イ) 橋りょう本体に添架部材が接する箇所には、事前にさび止め、再塗装を施行すること。

(ウ) 添架部材について、橋りょう本体と同程度以上の塗装を施行すること。

(エ) 橋りょう本体の塗装塗替え時又は修繕、補修時には、占用者の負担において添架物（添架部材を含む。）の再塗装を施行すること。

(4) その他留意事項

ア 1 件の占用許可申請に地下埋設等を含めて橋りょう添架の申請をする場合は、占用申請者には、橋りょう名及び橋りょう部の占用物件の数量を判別できるよう占用許可申請書に記載させること

イ 旧橋の撤去に伴う新橋への占用物件の移設の場合は、新橋への添架は新規占用、旧橋からの撤去は占用の廃止として取扱うこと。

ウ 占用許可申請は、占用物件の添架工事を施行しようとする20日前までに行うこと。（添架部材等の事前取付けについては、本庁事業担当課との協議（通知等第2の9(1)参照）で足りるものであること。）

10 高架の道路の路面下の占用

(1) 高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。（令第10条第4号）

(2) 石油管を高架の道路の路面下に設ける場合においては、道路を横断して設ける場合を除き、当該石油管の導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。（令第11条の5第1項第2号）

(3) 管類を高架の道路に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。（令第11条の2第1項第3号、第11条の3第2項、第11条の4第2項及び第11条の5第2項）

11 試掘等

地下占用物件の工事は、第2の13の規定により電線が浅く埋設されている場合があることに留意のうえ、他の占用者の施設管理台帳、立会い等により埋設物の位置を確認するほか、あらかじめ試掘等により、埋設物の位置を確認したうえで実施させること。ただし、マンホール等により埋設物の位置が確認でき、埋設物に影響を及ぼさない範囲内で工事を実施しようとする場合又は人力をもって手掘りで掘削工事を行う場合はこの限りでない。

12 電線、水管、ガス管又は下水道管（以下「管路等」という。第2の12において同じ。）を道路の地下に設ける場合の埋設の深さの特例

- (1) 第2の1、2、3及び6の規定にかかわらず、事業として別表2の2に掲げる管路等を道路の地下に埋設する場合、各管路等の頂部と路面との距離は、次のとおりとすること。

なお、径にはいわゆる呼び径で表示されるものを含む。

ア 電線

- (ア) 電線を車道の地下に埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、「道路地下埋設後の復旧工法」（平成17年4月1日道管第9号土木部長通知（通知等第2の11(1)参照）別紙、以下「復旧工法」という。）により設計される当該占用区間の道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下としないこと。
- (イ) 電線を歩道（当該道路の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。の地下に埋設する場合は、その頂部と路面との距離は0.5メートル以下としないこと。ただし、車両乗り入れ等のための切り下げ部分（以下「切り下げ部」という。）がある場合で、路面と当該電線の頂部の路面が0.5メートル以下となるときは、切り下げ部の地下に埋設する電線について、占有者から所要の防護措置を講じさせること（あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除く。）。)

イ 水道及びガスパイプ

- (イ) 水管又はガス管の頂部と路面との距離は、復旧工法により設計される当該占用区間の道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下としないこと。
- (イ) 水管又はガス管の本線以外の線を歩道の地下に埋設する場合は、その頂部と路面との距離は0.5メートル以下としないこと。ただし、切り下げ部がある場合で、路面と当該電線の頂部の距離が0.5メートル以下となるときは、切り下げ部の地下に埋設する水管又はガス管について、占有者から所要の防護措置を講じさせること（あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除く。）。

ウ 下水道管

- (ア) 下水道管の本線の頂部と路面との距離は、復旧工法により設計される当該占用区間の道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が1メートルに満たない場合は、1メートル）以下としないこと。
- (イ) 下水道管の本線以外の線を車道の地下に埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、復旧工法により設計される当該占用区間の道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下としないこと。
- (ウ) 下水道管の本線以外の線を歩道の地下に埋設する場合は、その頂部と路面との距離は0.5メートル以下としないこと。ただし、切り下げ部がある場合で、路面と当該の下水道管の頂部の距離が0.5メートル以下となるときは、切り下げ部の地下に埋設する水道管について、占有者から所要の防護措置を講じさせること（あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除く。）

(エ) 下水道管に外圧 1 種ヒューム管を用いる場合は、その頂部と路面との距離は 1 メートル以下としないこと。

- (2) 別表 2 の 2 に掲げる管路等をマウンドアップ形式の歩道の地下に埋設する場合で路面と当該管路等の頂部との距離が 0.6 メートル以下となるときは、切り下げ部以外の地下に埋設する管路等について、「将来、当該歩道に切り下げ部が設けられる場合には、所要の防護措置を講じること。ただし、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合はこの限りでない。」旨条件を付すこと。
- (3) 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況及び気象状況から、この取扱いを適用することが不適切と認められる場合には、第 2 の 1、2、3 又は 6 によること。
- (4) 別表 2 の 2 に掲げる管路等以外の管路等であって、当該別表に掲げる管路等と同等以上の強度を有するものは、当該別表に掲げる管路等の管径を超えない範囲において、この取扱いを適用することができる。この場合、占有者から当該別表に掲げる管路等と同等以上の強度を有することを示させること。
- (5) 上記以外の取扱いは、平成 11 年 3 月 31 日建設省道政第 32 号建設省道路局路政課長及び建設省国発第 5 号建設省道路局国道課長通達（通知等第 2 の 11 (3) 参照）によること。

また、歩道部の切り下げ部の防護措置及び条件に付すべき事項等の取扱いは、平成 12 年 3 月 24 日建設省道政発第 28 号建設省道路局路政課長及び建設省国発第 13 号建設省国道課長通達（通知等第 2 の 11 (4) 参照）並びに同日付け建設省道路局路政課道路利用調整室課長補佐及び国道課特定道路専門官事務連絡（通知等第 2 の 11 (5) 参照）によること。

13 電線を道路の地下に設ける場合の埋設の深さの特例

- (1) 第 2 の 6 の規定にかかわらず、事業として別表 2 の 3 に掲げる管路等（国土交通省道路局において行われた、電線を浅く埋設することに関する技術的検討「無電柱化低コスト手法の技術検討に関する中間とりまとめ」（平成 27 年 12 月 25 日無電柱化低コスト手法技術検討委員会）（添付省略）により、道路構造に及ぼす影響がないと評価された範囲内で運用を行うもの。）を道路の地下に埋設する場合、各管路等の頂部と路面との距離は、次のとおりとすること。

なお、径にはいわゆる呼び径で表示されるものを含む。

ア 電線を車道の地下に埋設する場合、その頂部と路面との距離は、復旧工法により設計される当該占用区間の道路の舗装の厚さに 0.1 メートルを加えた値（当該値が 0.6 メートルに満たない場合は、0.6 メートル）以下としないこと。

イ 電線を歩道の地下に埋設する場合、その頂部と路面との距離は、復旧工法により設計される当該占用区間の道路の舗装の厚さに 0.1 メートルを加えた値以下としないこと。

- (2) 別表 2 の 3 に掲げる管路等を車道の地下に埋設する場合で、当該管路等の頂部と路盤の最下面までの距離が 0.3 メートルに満たないときは、埋設標識シートを上層路盤の最下面に敷設すること。
- (3) 別表 2 の 3 に掲げる管路等を歩道の地下に埋設する場合で、路面と当該電線の頂部との距離が 0.5 メートル以下となるときは、切り下げ部の地下に埋設する管路等について、占有者から所要の防護措置を講じさせること（あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除く。）。なお、切り下げ部以外の地下に埋設する管路等については、「将来、当該歩道に切り下げ部が設けられる場合には、

所要の防護措置を講じること。ただし、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合はこの限りでない。」旨条件を付すこと。

- (4) 別表2の3に掲げる管路等をマウンドアップ形式の歩道の地下に埋設する場合で、路面と当該管路等の頂部との距離が0.6メートル以下となるときは、切り下げ部以外の地下に埋設する管路等について「将来、当該歩道に切り下げ部が設けられる場合には、所要の防護措置を講じること。ただし、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合はこの限りでない。」旨条件を付すこと。
- (5) 別表2の3に掲げる管路等のうち、電力ケーブル、通信ケーブル（光）、通信ケーブル（メタル）及び通信ケーブル（同軸）（以下「埋設ケーブル」という。）は技術的検討の結果を踏まえ、埋設ケーブルの防護のために、占有者から所要の防護措置を講じさせること（あらかじめ十分な強度を有する埋設ケーブルを使用する場合を除く。）。
- (6) 道路の舗装構成、土質の状態、交通状況及び気象状況から、この取扱いを適用することが不適切と認められる場合には、第2の6によること。
- (7) 別表2の3に掲げる管路等以外の管路等であって、当該別表に掲げる管路等と同等以上の強度を有するものは、当該別表に掲げる管路等の管径を超えない範囲において、この取扱いを適用することができる。この場合、占有者から当該別表に掲げる管路等と同等以上の強度を有することを示させること。

第3 道路法第32条第1項第3号該当物件（鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設）

1 鉄 道

- (1) 道路に鉄道を交差する場合には、道路法第31条の交差協議を行った後、同法第32条の規定による道路占用許可申請を行うこと。ただし、踏切道にあつては、同法第20条及び第31条の規定による協議で足りるものであるので留意すること。（昭和27年12月5日鉄総第924号運輸事務次官・建設事務次官通達（通知等第3の1(1)参照））
- (2) 交差の構造は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）で定められた基準によること。
- (3) 鉄道に係る電柱の占用については、第1の1の(4)の規定は適用されないので留意すること。
- (4) 鉄道が跨道橋となる場合にあっては、跨道橋からの落下物により道路交通に支障を及ぼさないよう、防護ネット等の処理を行わせること。

2 軌 道

軌道法（大正10年法律第76号）の規定により特許を得た軌道は、道路の占用許可があつたものとみなされるので留意すること。

3 索 道 等

- (1) 冬期閉鎖路線上に冬期間に限り設置するスキーリフト及び農林水産物品の搬出入に際し、やむを得ず設置するもののみ認めるものであること。
- (2) 搬器の道路上への投影面の外側から前後左右4メートル以上の範囲に、保安施設（落下防止のネット等）を設置すること。（冬期閉鎖路線上に冬期間に限り設置される索道等を除く。）

なお、保安施設の最下部と路面との距離は5メートル以上とすること。

- (3) ロープの道路上への落下防止措置を講じたものであること。
- (4) スキーリフトの設置に当たっては、ロープと路面との距離は5メートル以上とすること。
- (5) スキーリフトの設置を許可するに当たっては、当該路線が冬期交通確保路線になる場合、占用者の負担でスキーリフトの移転等の措置を講ずる旨条件とすること。
- (6) 上記以外の構造は、鉄道事業法第35条の規定に基づく主務省令の規定の例によること。

4 自動運行補助施設

- (1) 自動運行補助施設等の定義

ア 自動運行補助施設

電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法により道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第1項第20号に掲げる自動運行装置（イにおいて単に「自動運行装置」という。）を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう（法第2条第2項第5号）。

イ 自動運行車

自動運行装置を備えている自動車その他の自動運転に係る技術により運行する自動車をいう。

ウ 路面施設

自動運行補助施設のうち、道路上又は道路の路面下に設置し、次のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) 自動運行車の走行方向に対して、横断方向の自車位置の補正をするため、連続的に線状に道路上又は道路の路面下に設置する誘導線
- (イ) 自動運行車の走行方向に対して、縦断方向、横断方向の双方又は一方の自車位置の補正をするため、連続的に点状に道路上又は道路の路面下に設置する磁石
- (ロ) 自動運行車の走行方向に対して、縦断方向、横断方向の双方又は一方の自車位置の補正をするため、点状に道路上又は道路の路面下に設置する a 又は b の電子タグ
 - a 誘導式読み書き通信設備によって、情報が読み書きされる記録媒体
 - b 移動体識別に使用する通信設備からの誘導電波の受信装置

- (2) 占用料の取扱い

占用申請者から占用料の減免を求める意思表示があった場合は、道路管理課へ連絡すること。

- (3) 告示

自動運行補助施設の占用を許可した場合には、道路管理者が道路附属物として自動運行補助施設を設置した場合における法第45条の2第2項の規定により、当該許可に係る自動運行補助施設の性能、当該自動運行補助施設を設置した場所その他の必要な事項を告示する。告示した事項を変更した場合においても、同様とする。

- (4) 占用の場所

自動運行補助施設の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

(7) 地面に接する部分が、法面、側溝上の部分、路端に近接する部分（路肩の部分及び車道上の部分を除く。）、歩道（自転車歩行者道を含む。）内の車道（自転車道を含む。）の近接する部分又は道路の構造からみて道路の構造若しくは交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあっては、路肩の部分若しくは車道上の部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分であること。（令第11条の6第1項）

(4) 原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。（令第11条の6第2項において準用する第10条第1号ハ）

イ 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。（令第11条の6第2項において準用する第10条第2号イ及びハ）

(7) 路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。

(4) 道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、頂部が地面に接近していること。

ウ 高架の道路の路面下に設ける場合においては、一般工作物等の占用の場所に関する基準を準用すること。（令第11条の6第2項において準用する第10条第4号）

エ 特定連結路附属地に設ける場合においては、一般工作物等の占用の場所に関する基準を準用すること。（令第11条の6第2項において準用する第10条第5号）

(5) 構造等

自動運行補助施設の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 地上に設ける場合においては、剥離、汚損、火災その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。（令第12条第1号イ）

イ 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。（令第12条第2号）

(7) 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

(4) 車道に設ける場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。

ウ 橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、当該橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造であること。（令第12条第3号）

エ 路面施設に用いる材料は、次のいずれにも適合するものであること。

(7) 輪荷重その他の路面施設に作用する荷重及びこれらの荷重の組み合わせに対して十分な強度を有していること。

(4) 耐久性が明らかであること。

(7) 耐候性・耐食性に優れ、熱やさび等により著しい劣化が起きないこと。

(エ) 路面施設による磁界又は電波が人体や周辺環境に著しい影響を与えないこと。

(オ) 維持管理が容易であること。

(カ) 舗装材の再利用の際に著しい支障とならないこと。

(6) 占用主体

占用主体は、次のいずれにも該当している者であることとする。

ア 自動運行補助施設の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占

用物件を適確に管理することができると認められる者であること。

イ 法第33条第2項（第5号に係る部分に限る。）の規定により無余地性の基準の適用を除外する場合には、次のいずれかに該当する者であること。なお、当該規定は、これらの者による自動運行補助施設の設置を促進するために設けられたことに鑑み、これらの者以外の者が占用主体になろうとする場合には、無余地性の基準を厳格に審査すること。

(ア) 自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他の安全かつ円滑な道路の交通の確保（(イ)において「地域における持続可能な公共交通網の形成等」という。）を図る活動を行うことを目的とする法人

(イ) 自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成等を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団（(ア)に該当する法人を除く。）であって、道路管理者が指定したもの

ウ 道路管理者による自動運行補助施設の性能等の公示及びそのための必要な情報の提供に同意している者であること。

エ 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者でないこと。

(7) 占用の許可の条件

一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

ア 道路に関する工事に伴う自動運行補助施設の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は、自動運行補助施設の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

イ 二次利用希望者に対して著しい不利益を与えないこと。

ウ 自動運行補助施設の剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

エ 自動運行補助施設周辺の路面が、自動運行補助施設に起因して補修を要する状態になった場合は、占用者の負担で施行すること。

オ 自動運行補助施設の損傷・破断を防止するための舗装補修は、占用者の負担で施行すること。

カ さらに、占用主体が行う点検については、次に掲げる事項を条件として附すものとする。

(ア) 占用者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検の結果について定期的に報告すること。

(イ) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。

a 点検の範囲に関する事項

b 点検の対象に関する事項

c 点検の内容に関する事項

(a) 点検項目

(b) 点検時期

(c) 点検方法

- d 点検の体制に関する事項
- e 点検の記録に関する事項
- f 点検の結果の報告に関する事項
- g その他当該道路の管理上必要と認められる事項

(ウ) 占有者は、点検要領に従い、当該占有区域及びその近傍における道路構造物等の点検を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。

(エ) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

(8) 占有の期間

自動運行補助施設の占有の期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

(9) その他

自動運行補助施設を既設の占有物件に添加する場合には、法第41条の規定により取り扱うものとする。

第4 道路法第32条第1項第4号該当物件（歩廊、雪よけその他これらに類する施設）

1 アーケード等

(1) アーケード連絡協議会（新潟市・上越市等の各区域で設置される場合は当該各々の市が、それ以外の区域にあつては県一建築住宅課一が主催するもの）に付議されるものであることから、事前に関係機関（建築主事、所轄警察署及び所轄消防署）と調整を図ること。

(2) アーケードを道路の一側に設置する場合は、歩道にあつては、1.5メートル以上、自歩道にあつては2メートル以上の設置後の有効幅員が確保できる場所であること。

(3) 車道側に設置される柱の車道側外側の位置は、歩車道境界から0.25メートル路端寄りとすること。

(4) 申請に際しては、占有者がアーケードの維持管理に関する事項を定めた管理規程（別紙3）をあらかじめ作成し、申請書に添付する必要があること。

(5) 許可に当たっては、「降雪時には、道路管理者の指示に従い、占有者の負担において雪降ろしを行うこと。ただし、自主的に行うことを妨げるものではないので留意すること。」旨条件として付すること。

(6) 上記以外の取扱いは、昭和30年2月1日建設省発住第5号他建設事務次官他通達（通知等第4の1（1）参照）によること。

第5 道路法第32条第1項第5号該当物件（地下街、地下室、通路その他これらに類する施設）

1 地下街（地下街と一体となる地下駐車場、地下歩道を含む。）

(1) 占有申請にあたり事前に関係課及び関係機関（建築主事、所轄警察署及び所轄消防署等）と十分調整を図ること。

なお、本庁処分であることから、あらかじめ道路管理課に連絡すること。

- (2) 取扱いについては、従前の昭和49年6月28日建設省道政発第53号他建設省道路局長他通達（通知等第5の1(3)参照）を参考とすること。

2 地下室・地下通路

- (1) 地下室は認めないこと。
- (2) 地下通路は、地上交通の緩和に資する施設であり、不特定多数に常時開放されるものに限り認めるものであること。
- (3) 地下通路の出入口は、道路敷内に設けないこと。ただし、法敷、歩道及び自歩道内の車道寄りに設ける場合で、歩道にあつては3メートル、自歩道にあつては3.5メートルを超える設置後の有効幅員が確保できる場合又は公益上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。（規則第4条の4の3第1項第1号）
- (4) 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの（各戸に引き込むためのもの及びこれが取り付けられるものに限る。）が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に設ける場合は、これらの上部に設けないこと。（規則第4条の4の3第1項第2号）
- (5) 地下通路の頂部と路面との距離は3.5メートル（公益上やむを得ない事情があると認められる場合にあっては、2.5メートル）以下としないこと。（規則第4条の4の3第1項第3号）
- (6) 上記(3)から(5)の規定は、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける地下通路の占用については適用しない。ただし、トンネルの上又は高架の道路の路面下に道路がある場合においては、当該道路に係る上記(3)から(5)の規定の適用を妨げるものではないので留意すること。（規則第4条の4の3第2項）
- (7) 地下通路の構造は、次の各号に掲げるところによるものとする。（規則第4条の4の3第2項）
- ア 地下通路の自重、土圧、水圧、浮力等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。
- イ 部材各部の応用度は、許容応度を超えるものでないこと。
- ウ 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造ること。
- エ 排水溝その他の適当な排水施設を設けること。
- (8) 地下通路については、許可権限は本庁にあるので留意すること。

3 道路の上空に設ける建築物を連絡する通路（屋根があるもの）

- (1) アーケード連絡協議会に付議されるものであることから、事前に関係機関（建築主事、所轄警察署及び所轄消防署）と調整を図ること。
- (2) 商業上の事由に基づき設置しようとするものは、認めないこと。
- (3) 許可に当たっては、「冬期間には、道路管理者の指示に従い、占用者の負担において雪降ろし、つらら落としを行うこと。ただし、自主的に行うことを妨げるものではないので留意すること。」旨条件として付すこと。
- (4) その取扱いについては、平成30年7月11国道利第7号道路局路政課長通達（通知等第5の3(1)参照）、平成30年7月11日消防予第423号消防庁予防課長通知（通知等第5の3(2)参照）、平成30年7月11警察庁丁規発第84号警察庁交通局交通規制課長通達（通知等第5の3(3)参照）及び平成30年7月

11日付け国住指 第1201号、国住街第80号通知（通知等第5の3(4)参照）によること。

4 道路を横断する橋りょう（歩道橋等）

- (1) 地上交通の緩和に資する施設で、不特定多数に常時開放されるものであり、かつ、設置後の維持管理が担保されるものであること。

なお、商業上の事由に基づき設置しようとするものは、認めないこと。

- (2) 橋台フーチングを車道下に埋設しないこと。
- (3) 橋台フーチングをやむを得ず歩道下に埋設する場合は、将来他の占用物件を設置するに際して支障とならないよう、その位置及び深度を設定すること。
- (4) 冬期間自動車交通を確保する橋りょうの場合は、県が管理する道路への落雪を防ぐための防護ネット等を設置すること。
- (5) 冬期間交通が閉鎖される橋りょうの場合は、「冬期間には、道路管理者の指示に従い、占有者の負担において雪降ろし、つらら落としを行うこと。ただし、自主的に行うことを妨げるものではないので留意すること。」旨条件として付すこと。
- (6) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
(令第12条第1号)

5 通 路 橋

- (1) 他に入出入りする道路がない場合に限り、認めるものであること。ただし、通路橋の数は1施設1箇所とすること。
- (2) 自動車が入出入りする場合にあっては、次の箇所での設置は認めないこと。

ただし、個人住宅等から自動車が入出入りする場合で、その出入りの頻度が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合は、イからエまでは適用しないことができる。

ア 横断歩道又は自転車横断帯（停止線がある場合は、停止線から横断歩道までの間を含む。）の中及びこれらの前後5メートル以内の部分

イ トンネル抗口、洞門及びスノーシェッドの端部から前後50メートル以内の部分

ウ バス停留所の前後10メートル以内の部分又はバス停車帯の部分

エ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5メートル以内の部分

オ 交差点（総幅員7メートル以上の道路の交差する交差点をいい、T字型交差点の突き当たりの部分を除く。）の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角（停止線がある場合、停止線）から5メートル以内の部分

カ 橋りょうの部分

キ 横断防止柵、ガードレール及び駒止め等の設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。

ク 交通信号機及び道路照明灯等の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設する場合を除く。

ケ 交差道路（総幅員7メートル未満の道路との交差をいう。）と隣接する場合は、曲がり角から2メートル以内の部分

コ 民地側（道路区域外）に車庫、駐車場等の自動車を駐車する場所がない箇所

サ その他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与えるおそれのある箇所

- (3) 幅員は、人（軽車両を含む。）の通行の用に供するものは2メートル以内、普通自動車の交通の用に供するものは3メートル以内、大型自動車の交通の用に供するものは6メートル以内とすること。

ただし、これにより難しい場合は、利用車両の軌跡図により求められる必要最小限の幅員とすることができる。

- (4) 橋台の一侧は道路敷外に設け、他方は路肩部を補強して使用目的に耐える堅固な構造とすること。

なお、この場合、既設の道路擁壁等を橋台として使用しないこと。

- (5) 通路橋は道路側から民地側へ2パーセントの勾配で設置し、通路の水が道路へ流出しないようにすること。

- (6) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。

（令第12条第1号）

第6 道路法第32条第1項第6号該当物件（露店、商品置場その他これらに類する施設）

1 露店・屋台店

- (1) 旧慣により開催される祭礼等の際に、開催者が占用する場合を除き、認めないこと。
- (2) 交通の規制（やむを得ない場合は制限）の措置がとられ、歩行者等の安全確保及び通過車両のスムーズな迂回が可能であると認められる場合であること。
- (3) 露店・屋台店は風等で倒壊、落下、はく離しないように、他の物件（道路工作物及び道路占用物件であってはならない。）に固定すること。ただし、その固定の方法は、歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれのないものとする。
- (4) 許可に当たっては、「祭礼等が終了した際には、占用者の負担で速やかに道路清掃を行うこと。」旨条件として付すこと。

2 商品置場

認めないこと。

第7 道路法第32条第1項第7号・令第7条第1号該当物件（看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ）

1 広告用の看板・旗ざお、幕及びアーチ

- (1) 一般基準

ア 路上広告物は、信号機及び道路標識の効用を妨げること、道路の有効幅員を狭くすること、車両運転者に無用の心理的緊張を与えること等によって道路交通の安全を阻害するおそれがあるものであることから、極力許可を抑制すること。

なお、占用許可を行うに際しては、この基準に加え、道路交通法（昭和35年法律第105号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び新潟県屋外広告物条例（昭和50年新潟県条例第1号）等の許可基準をあわせて適用する必要があるので、特に留意すること。

イ 次に掲げる広告物については、この基準の一部を適用しないことができる。

- (ア) 法令の規定により設置するもの。
- (イ) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって設置するもの。
- (ロ) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、看板等
- (エ) 冠婚葬祭のため一時的に設置するもの。
- (オ) 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的として設置するもの。

なお、取り扱いについては、平成20年3月25日国道利第22号国土交通省道路局長通達（通知等第7の1(1)）及び国道利第24号国土交通省道路局路政課長通達（通知等第7の1(2)）を参照すること。

ウ 路上広告物又はこれを掲出する工作物若しくは物件は、次に掲げる道路若しくは場所又は工作物若しくは物件に設置又は添架してはならない。ただし、自家用看板（沿道で営業又は事業を行う者が自己の営業所（店舗を含む。）又は事業所若しくは作業所に添架する自己の店名、屋号、商標若しくは自ら販売若しくは製作する商品の名称又は自己の営業若しくは事業の内容を表示するもの。以下同じ。）については、この限りでない。

- (ア) 橋りょう、トンネル、高架構造物（横断歩道橋を含む。）及び分離帯
- (イ) 街路樹、信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類
- (ロ) 消火栓、火災報知機、郵便差出箱、公衆電話ボックス、変圧塔及びこれらに類する物件
- (エ) 道路が交差し、及び連結する場所、横断歩道並びに踏切道
- (オ) 車両等が徐行する必要がある曲り角（交差点を除く。）及び勾配の急な坂
- (カ) 橋りょう（長さ20メートル以下のものを除く。）、トンネル、警戒標識、規制標識及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ10メートルの区域並びに信号機の前後20メートルの区域内
- (キ) 車道幅員5.5メートル以上の道路が交差若しくは連結している交差点又は連結点、横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10メートルの区域内
- (ク) 道路管理上特に支障を及ぼすと認めて、知事が指定する場所

エ 路上広告物又はこれを掲出する工作物若しくは物件は、次に掲げる構造又は色彩等とすること。

- (ア) 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- (イ) 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものでないこと。

なお、地色は原則として白色又は淡色とすること。

- (ロ) 電光式、照明式又は反射材料式でないこと。ただし、自家用看板は、反射材料式を除きこの限りではない。また、照明式バス停留所標識の広告部及びバス停留所等の上屋に添加される広告板については、内照式とすることができる。
- (エ) デザイン及び表示内容は、美観、風致を十分考慮して定めたものであること。

オ 上記に定めるほか、都市再生特別措置法に係る占用の許可に当たっては、特例が定められているため、平成23年10月20日付け国道利第22号国土交通省道路局路政課長通知（通知等第7の1(3)）を参照すること。

- (2) 電柱、街灯、標識、アーケードその他道路区域内の工作物又は物件に添架されるもの（このうち看板を、以下「添架看板」という。なお、バス停留所等の上屋に添加される広告板については第1の8(12)、アーム型消防用水利標識に添加される広告板については下記2(2)、照明式バス停留所標識の広告部については下記2(4)を参照のこと。）

ア 昭和45年4月1日以降設置された柱類及び今後設置される柱類への添架は原則として認めないこと。ただし、消火栓標識、バス停留所標識、防犯灯等の公共的目的をもつ物件で、やむを得ない事情により広告付となるものについては、この限りでない。

イ 昭和45年3月31日以前に設置された柱類で看板が添架されていないものについても、極力許可は抑制すること。

ウ 看板等（巻付け看板及び照明式バス停留所標識に添架する看板を除く。）の最下部と路面との距離は、5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道上にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。

エ 巻付け看板の最下部と路面との距離は、1.2メートル以上とすること。

オ 道路の中央側に突き出さないこと。

カ 電柱、街灯等の柱類に添架する場合は、大きさは縦1.5メートル以内、横0.8メートル以内とし、表示面積は1平方メートル以内とすること。

キ 添架看板は、1柱につき1個（巻付け看板及び照明式バス停留所標識に添架する看板については、表示面積が1平方メートル以内の場合に限り、1個を2面として掲出することができる。）とすること。ただし、市街地を形成している区域内の道路にあっては、1柱につき取付け1個、巻付け1個とすることができるものとする。

なお、この場合において巻付け看板は1面とし、対面への掲出は認めないこと。

ク 上記1の(1)のウの(カ)及び(キ)の区域内にあっては、巻付け看板に限り掲出することができるものとする。ただし、この場合にあっては1面とし、対面への掲出は認めないこと。

ケ 電柱に添架する看板等の相互間の距離は、道路一侧につき20メートル以上とすること。

コ 路上工作物又は物件に直接貼付又は塗装したはり紙、ぬり広告等は認めないこと。

- (3) 建物、へいその他道路区域外の工作物若しくは物件に添架され又は道路区域外の土地に設置され道路区域内に突出するもの

ア 自家用看板に限るものとし、1営業所又は1事業所若しくは1作業所につき2個以内とすること。ただし、たばこ、塩又は切手の販売店、専門店、加盟店、代理店等を表示する0.5平方メートル以下のもの及び広告用日よけは、この限りでない。

イ 看板の最下部と路面との距離は、5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道上にあっては2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。

ウ 路面上に1メートル以上突き出さないこと。

- (4) 道路区域内の土地に定着し掲出されるもの（アーチを除く。）

ア 立看板又は旗ざおで、催物、集会等のために一時的に設置されるものに限り、その大きさ（旗ざおについては旗の部分の大きさ）は、縦2メートル以内、横1メートル以内とすること。したがっ

て、アーチは認められないこと。

イ 立看板又は旗ざおの車道側外側と車道端との距離が、0.25メートル以上確保できる法敷、側溝上又は路肩に設置するものであること。ただし、横0.5メートル以内の立看板又は旗ざおを幅員4メートル以上の歩道に設ける場合は、歩車道境界から0.25メートル路端寄りの歩道内とすることができる。

(5) アーチ

ア 原則として、祭礼、催物等のために一時的に設けるものに限る。

イ 車道を横断するものでないこと。ただし、車道幅員9メートル未満の道路を横断するものであって、交通の円滑を妨げるおそれがないものはこの限りではない。

ウ 道路を横断する部分の最下部と路面との距離は、5メートル以上とすること。ただし、歩道を横断する部分の最下部と路面との距離は、3.5メートル以上とすることができる。

エ 地面に接する部分の位置は、法敷とすること。ただし、交通の円滑を妨げるおそれがない場合は、路端寄り又は歩道内の車道寄りに設けることができる。

(6) 公職選挙法（以下「法」という。）の規定による選挙用のポスター等

ア 法第144条の2第1項（法第144条の4を含む。）のポスター掲示場、法第143条第1項第1号、第4号、第4号の2及び第5号のポスター等並びに法第201条の4において規定される推薦演説会会場の立札、看板の類及び法第14章の3において規定される政談演説会告知用の立札及び看板の類については道路管理上支障ない限り許可するものとする。

イ 法第144条の2第1項（法第144条の4を含む。）のポスター掲示場については、次によるものとする。

(ア) 法敷（歩車道面とフラットで歩車道として利用されていない土地を含む。）に設置するものであること。

(イ) 当該物件の車道側外側（支線、支柱を含む。）と車道端との距離が0.25メートル以上確保できる場所の、最も民地寄りに設置するものであること。

(ウ) 風等により、倒壊、はく離等しないような堅固な構造とすること。

(エ) 支線及び支柱が歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、危険表示のため、黄色に黒色のしま状のガード等を取り付けること。

ウ 法第143条第1項第5号、法第201条の4及び法第14章の3において定めるポスターについては、次によるものとする。

(ア) 法第145条第1項の規定（法第201条の4第9項及び法第201条の11第6項に準用規定がある。）により公の営造物等への掲示は認められていないことから、道路本体及び道路附属物の占用は一切認めないこと。

なお、プラカード式ポスターは、道路本体の占用とされるので、一切認めないこと。

(イ) 法第145条第1項のただし書の「橋りょう」については、道路管理上支障があるので認めないこと。

(ウ) 法第145条第1項ただし書きの「電柱」及び東北電力株式会社等の民間が所有又は管理する電柱

に添架する場合は、電柱所有者等の承諾を受けたもので道路管理上支障のない場合に限り認めること。（法第145条第1項ただし書きの「電柱」とは、同条同項本文に列挙する国若しくは地方公共団体が所有又は管理する電柱をいう。）

(エ) アーケードに添架することは、道路管理上支障があるので認めないこと。

エ 許可期間は、別表3の掲示可能期間中のみとすること。ただし、ポスター掲示場にあつては、設置、撤去に必要な日数を含めた合理的な期間とすること。

オ 道路占用料は免除となるので留意すること。

カ ポスター等は、道路法第32条第1項第7号（令第7条第1号）該当物件として、次により処理すること。

(ア) 電柱等の一次占用物件に添架する場合は、電柱等の所有者の承諾書の添付が必要であること。

(イ) 申請に際しては、管理者又は取扱い責任者とその連絡方法等を明確にしておくこと。

(ウ) 掲示場所及び方法については、文書で個別に指示すること。

(エ) 許可に当たっては許可済証を交付し、路上掲示の際に許可済証の貼付を行うことを条件とすること。

キ ポスター等の掲示方法は次によること。

(ア) はり紙、塗装等の方法によるものは、認めないこと。

(イ) 電柱等の一次占用物件に添架する場合にあつては、次に掲げる場所に設置してある電柱等に添架する場合にのみ許可すること。

 a 法面に設置してある電柱等

 b 歩道の幅員が1.5メートル以上ある場所に設置してある電柱等

(ウ) 電柱等の一次占用物件に添架する場合は1柱又は1物件につき1枚とし、他の添架看板と重複しないよう取扱いに留意すること。

(エ) 歩道に設置してある電柱に添架する場合は、はり札の最下部と路面との距離は2メートル以上とすること。

ク 無断不法に掲示してあるポスター等を発見した場合は、次の各号により措置するものとする。

(ア) 道路区域に無断不法に掲示してあるポスター等の指導取締りに際しては、市町村選挙管理委員会及び所轄警察署等関係行政機関とその取扱いをあらかじめ定めておくこと。

(イ) 取扱いをあらかじめ定めていない場合は、選挙管理委員会に協議して撤去の措置を講ずること。

(ウ) 前号の協議又は選挙管理委員会の依頼によって撤去する場合は、所轄警察署等関係行政機関と協力して措置すること。

(エ) 許可済ポスター等が許可基準に適合しない場合は、申請者において是正するよう指導勧告すること。

ケ ポスター等が選挙終了後放置してある場合は、申請者において撤去するよう勧告し、一定期間内に履行しない場合は道路法第42条第1項の規定により維持管理作業の一環として撤去するものとする。

コ 法に基づいて掲示されるポスター等のうち道路占用に関連するものは別表3のとおりであるの

で、留意すること。

(7) 全国交通安全運動のために横断歩道橋に添架される横断幕

ア 占用協議者が関係警察署長であること。

イ 占用期間は当該運動期間中のみとすること。

ウ 大きさは運行車線以内のものとする。

エ 内容は全国的に統一されたものであること。

オ 占用の位置は高欄部分とすること。

2 標 識

(1) 道路標識（公安委員会が設置するもの）

ア 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）によること。

イ 他の柱に添架することができる場所には、原則として単独柱の占用は認めないこと。

ウ 冬期間において大型標識からの落雪等が通行者等に対し危険を及ぼすおそれがあることから、この処理について所轄警察署とあらかじめ打合せを行った後、協議に対し回答すること。

エ 手続は、昭和43年4月22日道補第664号土木部長通知（通知等第7の2(1)参照）及び平成14年4月25日道維第75号道路維持課長通知（通知等第7の2(2)参照）で定めたところによること。

(2) アーム型消防用水利標識

ア 標準的仕様は、別紙4のとおりであるので留意すること。

イ 地面に接する部分の位置は、車道端から0.25メートル以上路端寄りの法敷又は路肩とすること。
ただし、やむを得ず歩道又は自歩道に設置する場合は、歩車道境界から0.25メートル路端寄りの位置とすることができる。

なお、この場合にあっては、標識板は路端方向に突き出すこと。

ウ 消火栓から標識までの距離は、概ね5メートル以内とすること。

エ 標識の最下部（広告板を含む。）と路面との距離は5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。

オ 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。（令第12条第1号）

カ 広告板を添架する場合は1柱につき1枚とし、大きさは横0.8メートル以内、縦0.4メートル以内とすること。

なお、広告板は添架看板として取扱い、所定の占用料を徴収するものであること。

(3) 基準点（三角点・水準点）標識

ア 標準的仕様は、別紙5のとおりであるので留意すること。

イ 歩車道以外の道路敷内に埋標されている基準点について設置するものであること。

ウ 当該物件の車道側外側の位置は車道端から0.25メートル以上路端寄りとすること。

エ 標識板は道路の縦断方向と平行とすること。

(4) 照明式バス停留所標識

ア 構造は次のとおりとすること。

- (ア) 一本の支柱と直方体の照明標示ボックスから構成されるものとし、その標準的仕様は別紙6のとおりであるので留意すること。ただし、支柱の高さと照明表示ボックスの高さの合計は3メートル以下、照明表示ボックスの最大幅は0.45メートル以下とすること。
- (イ) 上部構造は、錆及び腐食に耐え得る堅固な金属製とすること。
- (ウ) 照明部（広告部を含む。）はプラスチック等とし、はく離、落下等のおそれがないものであって、色彩は白色又は淡色とし、信号機・道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものでないこと。

イ 設置場所は次のとおりとすること。

- (ア) 主要交差点及び道路標識等の視認を妨げる場所に設置しないこと。
- (イ) 当該物件の車道側外側の位置は、車道端から0.25メートル以上路端寄りとすること。
- (ウ) 市街地内であること。
- (エ) 歩道に設置する場合は1.5メートル以上、自歩道に設置する場合は2メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所であり、かつ、除雪等の支障とならない場所に限り、認めるものであること。

ウ 広告部の取扱いには次のこと。

- (ア) 広告部は、進行車両の非対面方向及び歩道面の2面に限定するものとし、広告面の広さは照明表示ボックスの各表示面の広さの3分の1以下で、その位置は照明表示ボックスの最下部とすること。
- (イ) 広告部の大きさは、1面の広さを縦0.75メートル以上、横0.45メートル以上としないこと。
- (ウ) 広告部は添架看板として取扱い、1柱につき照明式バス停留所標識とは別に所定の占用料を徴収するものであること。
- (エ) 照明式バス停留所標識と広告物の占用主体は同一人とし、原則としてバス事業者に一括申請、管理させるものとする。
- (オ) 広告物の内容変更は申請手続によること。

エ その他次の事項に留意し、許可を行うこと。

- (ア) 許可に当たっては、構造物の耐用年数等を勘案して厳正に処理すること。
- (イ) 占用許可したバス停留所標識の管理に当たっては、占用物件の構造、企画、設置場所、広告物添架等の有無を記入し、写真（カラーとする。）を添付したバス停留所標識台帳を作成、提出させること。
- (ウ) 占用物件の維持管理及び美観保持のため、補修、清掃等の維持管理体制を確立させる必要があること。

(5) 駐車場の案内標識

ア 標準的仕様は、別紙7のとおりであるので留意すること。

イ 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で駐車のために供する部分が500メートル以上の駐車場に限るものとし、その他は認めないこと。

なお、当該駐車場は駐車場法の規定による届出が必要となることがあるから、留意すること。

ウ 他の柱に添架することができる場所には、原則として単独柱の占用は認めないこと。

エ 設置場所は、原則として駐車場の各入口から100メートル程度の左側手前に1箇所とし、その他各入口の至近距離の左側に1箇所とすること。ただし、第7の1の(1)のウの場所でないこと。

オ 当該物件の車道側外側の位置は、車道端から0.25メートル以上路端寄りの法敷又は路肩とすること。ただし、やむを得ず歩道又は自歩道に設置する場合は、歩車道境界から0.25メートル路端寄りの位置とすることができる。

カ 標識の最下部と路面との距離は5メートル以上、歩道又は自歩道上にあつては2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすること。ただし、道路の縦断方向と平行に設置する場合は、2メートル以上とすることができる。

キ 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。（令第12条第1号）

(6) その他の標識

ア 公共又は公益の目的で設置するものであること。

イ 他の柱に添架することができる場所には、原則として単独柱の占用は認めないこと。

ウ 標識の車道側外側の位置は、車道端から0.25メートル以上路端寄りの法敷又は路肩とすること。ただし、やむを得ず歩道又は自歩道に設置する場合は、歩車道境界から0.25メートル路端寄りの位置とすることができる。

エ 標識の最下部と路面との距離は5メートル以上とすること。ただし、歩道又は自歩道上にあつては、2.5メートル以上で除雪作業に支障がない距離とすることができる。

オ 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことができないような構造とすること。（令第12条第1号）

3 パーキング・メーター

(1) 公安委員会が設置するもの又は駐車場法第4条に定める「駐車場整備計画」に基づき設置される、路上駐車場に伴い設置するものであること。

(2) 公安委員会が設置するものの手続は、昭和43年4月22日道補第664号土木部長通知（通知等第7の3（1）参照）の例によること。

第8 道路法第32条第1項第7号・令第7条第2号該当物件（太陽光発電設備及び風力発電設備）

(1) 太陽光発電設備及び風力発電設備（以下「発電設備」という。）は、太陽光及び風力を電気に変換する設備であつて、パネル部分、ブレード部分のほか、これらと一体となつて発電設備としての機能を果たす接続箱等を含むものとする。

(2) 発電設備の占用の許可に当たっては、次の(3)から(10)に従い、厳正に取扱うこと。

(3) 発電設備の占用の場所については、次のとおり取扱うものとする。

ア 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。（令第11条の7第1項第1号）

発電設備は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道

路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。このため、発電設備の占用については、連結路附属地、待避所の空きスペース等への設置、アーケード、上空通路等の占用物件への添加等が想定される。

また、占用許可に当たっては、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

イ 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（令第11条の7第1項第2号）
道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に発電設備を設ける場合には道路構造令（昭和45年政令第320号）又は新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年新潟県条例第44号）（以下「道路構造令等」という。）に規定する幅員が確保されなければならないこととする。この場合、食事施設等と異なり、発電設備は道路通行者の利便の増進に資するものではないため、有効幅員や植栽機能を減少させてもなお設置しなければならない理由を精査し、交通の用に供される部分など道路空間として必要なスペースが安易に狭められることのないよう留意すること。

ウ 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。（令第11条の7第2項で準用する令第10条第1号ロ）

発電設備を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な距離を確保することとする。

エ 原則として交差点等の地上に設けないこと。（令第11条の7第2項で準用する令第10条第1号ハ）
道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場所を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

オ 橋脚、橋桁、高欄等の道路構造物又は道路照明、道路標識、遮音壁、道路情報提供装置等の道路附属物への添加は行わないこと。

道路構造物又は道路附属物は、そもそも発電設備の添加を想定して設計されておらず、添加により破損・減耗するおそれがあることから、これらに添加する形態の占用は原則として認めないこととする。

カ アーケード、上空通路等の占用物件に添加する場合には、既存の占用物件の構造及び設置目的を害さない場所であること。

アーケード、上空通路等の占用物件に発電設備を添加する場合には、当該占用物件の耐荷重の範囲内であるとともに、既存の占用物件の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設等の占用者が安全と認めた場所であること。

キ 発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所であること。

発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通への支障の少ない場所に限って占用を認めることとする。特に自動車専用道路については、道路の本線上への車両の駐停車が規制され、かつ、最低制限速度が定められていることを踏まえ、発電設備の設置場所に本線以外からアクセスできる場所に限って占用を認めることとする。

ク 周辺環境に支障を及ぼすおそれのない場所であること。

発電設備のうち、太陽光発電設備にあつては景観の悪化等のおそれがあり、風力発電設備にあつては騒音等の発生により周辺住民の生活や野鳥をはじめとした生態系への影響等が想定されるところ、発電設備の設置に当たっては、関係法令等の基準に照らし、周辺環境に支障がないことが占有希望者から疎明された場所に限って占有を認めることとする。

(4) 発電設備の構造等については、次のとおり取扱うものとする。

ア 発電設備の設置により道路通行者等の視界を妨げたり、発電設備が太陽光等を反射して車両の運転を妨げたりすることにより道路交通に支障を及ぼすおそれのないこと。

イ 発電設備には、広告物の添加及び広告のための塗装を一切行わないこと。

ウ 発電設備の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものであること。

エ 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。（令第12条第1号）

道路区域に設けられる発電設備は、長期間にわたって占有されることが想定され、かつ設置場所の特性として一定の振動に継続的にさらされることを踏まえ、例えば太陽光パネルと架台との接合部分の強度等に特段の注意を払い、強風等により倒壊し、道路構造又は道路通行者に危害を加えることのないことが確認された場合に限って占有を認めるものとする。また、架台を強化した結果、荷重により道路構造に支障を来すことのないよう留意すること。

オ 道路面を被覆することにより道路の構造又は維持管理に支障を来すものでないこと。

道路の法面をはじめとした点検が必要な場所に設ける場合にあっては、原則として、道路面が被覆されて点検を妨げることのない構造の発電設備に限って占有を認めるものとする。やむを得ず道路面を被覆する場合にあっては、道路管理者による点検を補うために占有主体による点検を実施させること。また、道路面を被覆することにより法面の強化のために設ける植栽の発育に支障を来すおそれがある場合には、法面の強化措置を占有主体に採らせること。さらに、道路面を被覆した結果、雨水等が地下に浸透せずに通行面に流入する、あるいは積雪が通行面に滑落するおそれがある場合には、側溝、雨水ます等の整備又は除雪作業その他必要な措置を占有主体に行わせること。

(5) 発電設備の占有主体は、発電設備の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占有物件を適確に管理することができると認められる者であること。また、発電設備の占有により、道路の点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。

ア 法面、塗装、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検

イ 不法占有、不法投棄、落書き等の有無の点検

ウ 路面、排水施設等の清掃、除草、除雪等の維持管理

エ その他、当該道路の管理上必要と認められる事項

(6) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占有主体となることができないものとする。

- (7) 地方公共団体の名義貸しによる主体は占用主体になり得ないものとする。
- (8) 占用許可の際、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を付すこととする。
- ア 道路に関する工事に伴う発電設備の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。
- また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は、発電設備の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。
- イ 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。
- ウ 発電設備の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- エ 特段の事情のない限り占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- オ 必要に応じ、当該占用区域内の清掃、除草、除雪その他の管理を行うこと。
- カ 占用主体が行う点検等については、以下に掲げる事項を条件として付すものとする。
- (ア) 占用者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。
- (イ) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。
- a 点検等の範囲に関する事項
- b 点検等の対象に関する事項
- c 点検等の内容に関する事項
- (a) 点検項目
- (b) 点検時期
- (c) 点検方法
- (d) 清掃、除草等の時期
- (e) 清掃、除草等の方法
- d 点検等の体制に関する事項
- e 点検等の記録に関する事項
- f 点検等の結果の報告に関する事項
- g その他当該道路の管理上必要と認められる事項
- (ウ) 占用者は、点検要領に従い、当該占用区域及びその近傍における道路構造物等の点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。
- (エ) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。
- (9) 発電設備の占用の期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。（令第9条第2号）
- (10) その他次に掲げる事項に留意すること。
- ア 発電設備を既設の占用物件に添加する場合には、道路法第41条の規定により取扱うこと。
- イ 発電設備と構造上一体となる占用物件の許可に当たっては、発電設備とそれ以外の占用物件を各

々の許可として取扱うこと。

ウ 発電設備の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることから、原則として、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書が占用許可申請書に付されていること。

エ 道路と河川等、道路と効用を兼ねる場所への占用希望があった場合には、関係する管理者と十分な調整を図ること。

第9 道路法第32条第1項第7号・令第7条第3号該当物件（洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設）

(1) 洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設（以下「津波等避難施設」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づいて県又は市町村防災会議が作成する県又は市町村地域防災計画その他の地方公共団体が作成する洪水、高潮又は津波からの避難に関する計画において、整備することとされているもの、若しくは整備することとされる蓋然性が高いものとする。

(2) 津波等避難施設の占用の許可に当たっては、次の(3)から(8)に従い、厳正に取扱うこと。

(3) 津波等避難施設の占用の場所については、次のとおり取扱うものとする。

ア 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。（令第11条の7第1項第1号）

津波等避難施設は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。

また、占用許可に当たっては、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

イ 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（令第11条の7第1項第2号）

道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に津波等避難施設を設ける場合には道路構造令等に規定する幅員が確保されなければならないこととする。

ウ 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。（令第11条の7第2項で準用する令第10条第1号ロ）

津波等避難施設の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電話線等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとしてすること。

エ 原則として交差点等の上空に設けないこと。（令第11条の7第2項で準用する令第10条第1号ハ）

道路の視認性の確保、その他道路交通の安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場所を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。

オ 洪水、高潮又は津波からの避難に適した場所であること。

地域住民や道路通行者などが洪水、高潮又は津波からの避難場所として把握しやすく、かつ、避

難に当たっての経路が確保されている場所であること。

(4) 津波等避難施設の構造等については、次のとおり取扱うものとする。

ア 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。（令第12条第1号）

イ 津波等避難施設としての効用を発揮するための必要最小限度の規模とし、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

ウ 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は、公安委員会と調整の上、道路標識の付替え等の措置を占用主体に指示し、その責任により講じさせること。

エ 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。

オ 必要に応じて雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を備えるものであること。

カ 人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。

キ 津波等避難施設には、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。

ク 津波等避難施設の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

(5) 津波等避難施設の占用主体については、次のとおり取扱うものとする。

ア 道路の保全に支障を生ずることのないよう、津波等避難施設を適確に管理することができると認められる者であること。

イ 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に津波等避難施設の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。

ウ 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることのできないものとする。

(6) 津波等避難施設の占用の期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。（令第9条第2号）

なお、占用の期間が終了した場合において許可の更新を求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。占用許可の更新を認めない特別の事由とは、津波等避難施設が老朽化して道路に施設の一部が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応が取られない場合等とする。

(7) 占用許可の際、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を付すこととする。

ア 道路に関する工事に伴う津波等避難施設の移転、改築、除却等の費用については占用主体が負担すること。

イ 道路管理上必要を生じた場合において、道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。

ウ 占用主体は定期的に点検等を行い、津波等避難施設の適切な維持管理に努めること。

エ 道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には、事前に道路管理者と協議し、必要に応じて変更の許可を受けること。

- (8) 津波等避難施設の建築に際しては、道路交通の支障にならないように指導すること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じさせること。

第10 道路法第32条第1項第7号・令第7条第4号該当物件（工事用板囲、足場、詰所、その他の工事用施設）

1 工事用板囲・足場等

- (1) 地面に接して設置する場合は、原則として歩車道の区別がある道路とし、歩道にあつては1.5メートル以上、自歩道にあつては2メートル以上の設置後の幅員が確保できる場所であること。
- なお、この場合は、歩道又は自歩道上への出幅は最小限とすること。
- (2) やむを得ず歩道又は自歩道のない道路で地面に接して設置する場合は、当該物件と車道端との距離を0.25メートル以上確保するとともに、歩行者等への安全対策を講ずること。
- (3) 地面に接しないで設置する場合、施設の最下部と路面との距離は、歩道又は自歩道上では3メートル以上、車道上では5メートル以上とし、路面上への出幅は最小限とすること。
- なお、やむを得ず支柱を建てる必要がある場合は、法敷にあつては車道端から0.25メートル以上、歩道又は自歩道上にあつては歩車道境界から0.25メートル以上路端寄りとすること。
- (4) 板囲は、木板、亜鉛板等強固な材質のものを使用すること。
- (5) 足場の道路側には、シート又は金網等を張りめぐらすこと。
- (6) 高層建築用の板囲又は足場を設置するような場合には、足場の下方に木板等で危険防止施設を設置すること。
- (7) やむを得ず街角に板囲を設置する場合、隅角部を切り取ること。
- (8) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- （令第12条第1号）
- (9) 歩行者等の通行を安全にするため、必要に応じ照明設備等を設置すること。
- (10) 板囲等を利用した広告は、一切認めないこと。

2 詰 所

- (1) 地面に接して設置する場合は法敷に限り認めるものとし、詰所の車道側外側の位置は、車道端から0.25メートル以上路端寄りとすること。
- (2) 地面に接しないで設置する場合、施設の最下部と路面との距離は、歩道又は自歩道上では3メートル以上、車道上では5メートル以上とし、路面上の出幅は最小限とすること。
- なお、やむを得ず支柱を建てる必要がある場合は、法敷にあつては車道端から0.25メートル以上、歩道又は自歩道上にあつては歩車道境界から0.25メートル以上路端寄りとすること。
- (3) 大きさは必要最小限とし、床は水漏を生じない構造にするとともに、屋根には雪の滑り止め及び雨どいを設置すること。
- (4) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- （令第12条第1号）

- (5) 歩行者等の通行を安全にするため、必要に応じ照明設備等を設置すること。
- (6) 詰所を利用した広告は、一切認めないこと。

第11 道路法第32条第1項第7号・令第7条第5号該当物件（土石、竹木、瓦その他の工事用材料）

- (1) 一工事に使用する工事用材料を一時的に置くものに限り、認められるものであること。
- (2) 車道（路肩を含む。）、歩道又は自歩道以外の部分に置くものとし、範囲は必要最小限とすること。
- (3) 材料が散乱し交通に支障を及ぼさないようバリケード等で囲い、夜間は赤色灯又は黄色灯を設置すること。

なお、車道に接してバリケード等を設置する場合は、車道端から0.25メートル以上路端寄りの位置とすること。

第12 道路法第32条第1項第7号・令第7条第6号・第7号該当物件（特定仮設店舗等）

- (1) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所でないこと。（令第10条第1号）
- (2) 設置する道路の幅員は、道路の一方の側に設ける場合においては12メートル以上、道路の両側に設ける場合においては24メートル以上であること。（令第11条の8第1項第1号）
- (3) 歩道又は自歩道を有する道路にあっては、歩道又は自歩道上に設け、かつ、当該歩道又は自歩道の一方の側が通行できるようにすること。ただし、当該道路の構造又は当該道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合においては、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないときにあっては、これらの部分及び車道内の歩道又は自歩道に近接する部分であること。（令第11条の8第1項第2号及び第3号）
- (4) 歩道又は自歩道を有しない道路にあっては、路面の中央部（路面の3分の2に相当する路面の中央部）以外に設けること。
- (5) 設置することにより通行できなくなる路面の部分の幅員は、道路の一方の側につき4メートル以下とすること。（令第11条の8第1項第4号）

第13 道路法第32条第1項第7号・令第7条第8号該当物件（道路又は自動車専用道路の連結路附属地に設ける食事施設等）

- (1) 食事施設等は、道路の通行又は利用において一般的に発生する需要に対応した物品の販売又はサービスの提供を行う施設であって、ある程度の期間継続的に設置されるものをいう。なお、「施設」の概念は建築物に限られるものではないことから、食事施設等は机、椅子、調理器具等が一体となってオープンカフェ（食事施設）としての機能を果たすものであっても差し支えないものとする。
- (2) 食事施設等の占用の許可に当たっては、以下に定めるところに従い、厳正に取り扱うこと。
- (3) 食事施設等は都市におけるにぎわいの創出や道路通行者の利便の増進に資するものである一方、その占用の場所や構造によっては歩行者等の安全で円滑な通行に支障を及ぼすおそれがあること、公共

物たる道路の独占的利用により占有主体が収益を上げることで占有許可の公共性に疑念を抱かれるおそれがあること等を踏まえ、食事施設等の占有許可に当たっては次の(4)から(12)により占有許可を行い、道路管理の適正を期すものとする。

(4) 食事施設等は、次のいずれにも該当するものであることとする。

ア 食事施設等の占有が、地域の活性化や都市におけるにぎわいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの、又はこれに準ずるものであること。ただし、地下鉄等の公共交通機関が道路区域内に設ける施設内の内部又は自動車専用道路の連結路附属地に設けられるもの（以下「二次占有等施設」という。）については、この限りでない。

イ 食事施設等において販売される物品又は提供されるサービスが道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること。

(5) 食事施設等の占有の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。（令第11条の7第1項第1号）

食事施設等は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。このため、食事施設等は幅員に余裕のある歩道上、駅前広場、バスロータリー等に設置されることが想定される。

また、占有許可に当たっては、交通のふくそうする場所、他の占有物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

イ 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（令第11条の7第1項第2号）
道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に食事施設等を設ける場合には道路構造令等に規定する幅員が確保されなければならないこととする。この場合において、食事施設等の構造上、通行部分に利用者が立ち止まってサービスを受ける必要がある場合には、当該利用者によって通行できなくなる部分をも考慮し、占有許可の適否を判断すること。

なお、令第11条の7第1項第2号に規定する「道路の構造又は交通に著しい支障のない場合」とは、横断歩道橋の下の歩道上（交差点付近を除く。）や植樹帯の間等、当該箇所に食事施設等を設置したとしても事実上有効幅員を減ずることとならない場合を想定している。

ウ 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。（令第11条の7第2項で準用する令第10条第1号ロ）

食事施設等がひさし、日よけ等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保させることとする。

エ 原則として交差点等の地上に設けないこと。（令第11条の7第2項で準用する令第10条第1号ハ）
道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

オ 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

(6) 食事施設等の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること（自動車専用道路の連結路附属地に設けるものを除く。）。（令第12条第1号ハ）

食事施設等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

イ 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。（令第12条第1号イ）

次に掲げる事項に該当する食事施設等の占用は、許可しないものとする。

(ア) 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するのための（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）

(イ) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

(ウ) 信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせるもの

ウ 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

食事施設等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

エ その他

(ア) 食事施設等の壁面、上屋等に広告物を掲示し又は塗装しないこと（店舗名の表示その他必要最小限の情報伝達のためのものであって施設の一部として許可を受けているものを除く）。

(イ) 食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであること。

(7) 食事施設等の占用主体は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、二次占用等施設については、この限りでない。

ア 地方公共団体

イ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

ウ 食事施設等の占用につき地方公共団体から支援を受けている者（地方公共団体の作成した、支援理由及び支援内容並びに当該食事施設等の占用の許可に関する意見を記載した書面を占用許可申請書に付している場合に限る。）

(8) 占用の許可に当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこと。

ア 食事施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし、施設外での客引き、宣伝活動等を行わないこと。

イ 食事施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

(9) 公序良俗に反し、社会通念上不相当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。

(10) 夜間や強風時には屋内に収納されるなど、いたずらや強風により占用許可を受けた区域外に当該施

設を構成する物件、商品等が散乱することのないよう、適切な管理がなされるものであること。

- (11) 食事施設等の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることから、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書が占用許可申請書に付されていること。
- (12) 上記に定めるほか、都市再生特別措置法に係る占用の許可に当たっては、特例が定められているため、平成23年10月20日付け国道利第22号国土交通省道路局路政課長通知（通知等第13(1)）を参照すること。

第14 道路法第32条第1項第7号・令第7条第9号該当物件（トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所等）

1 高架道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、駐車場、公園その他これらに類する施設

- (1) まちづくりや賑わい創出などの観点から、計画的な有効活用が図られる場合は占用を認めることができるものとし、都市計画、周辺の土地利用状況等との調和を保ちつつ、まちづくり等の観点から適正かつ合理的な土地の利用を図る必要があると認められる高架下について、道路管理者は必要に応じ、高架下に係る将来的な利用計画（以下「利用計画」という。）を策定し、これに沿って占用許可を取り扱うものとする。

ただし、周辺の土地利用状況等との調和を損なうおそれが少ない場所等にあつては、利用計画を策定する必要はないものとする。

- (2) 占用の許可に当たっては、公共的ないし公益的な利用を優先するものとする。
- (3) 利用計画を策定するに当たっては、関係する道路管理者、地方公共団体、学識経験者等から構成される利用計画検討会を開催し、意見を聴取するものとする。
- (4) 占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。

ア 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架の道路とした場合の当該高架下の占用（公共の用に供する広場、公園、運動場であつて都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。）でないこと。

イ 緊急の場合に備え、原則として、市街地にあつては最低約30メートルごと、その他の地域にあつては約50メートルごとに横断場所を確保しておくこと。

ウ 高架下の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。特に、一部車線が高架となって立体交差した場合における当該高架下又は高架の道路の出入口付近の占用については、交差点部における交通に著しい支障が生ずることとならないよう留意すること。

エ 占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。

オ 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせておくこと。

カ 天井は、原則として高架の道路の桁下から1.5メートル以上空けること。

キ 壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から1.5メートル以上空けること。

ク 占用物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。

ケ 高架の道路からの物件の落下等高架下の占用に危険を生ずるおそれのある場合においては、占用主体において安全確保のため必要な措置を講ずること。

コ 高架下から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。

サ 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

シ 次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。

(7) 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。

(イ) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。

(ウ) 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。

(5) 占用の期間については、占用の目的、占用の形態等を考慮して適正に定めるものとする。

(6) 占用主体については、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、高架の道路の保全に支障を生ずることのないよう占用物件を適確に管理することができると認められる者とする。また、高架下の占用により、高架下の日常的な点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者とする。

ア 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検

イ 高架の道路からの落下物の有無の点検

ウ 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検

エ 路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理

オ その他当該道路の管理上必要と認められる事項

(7) 占用の許可を行うに際して一般的な条件のほか、占用の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を付するものとする。

ア 道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。

また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

イ 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。

ウ 必要に応じ、当該占用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。

エ 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じること。

(8) 占用主体が行う高架下の日常的な点検等については、以下に掲げる事項を条件として付すものとする。

ア 占用者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。

イ 点検要領には次に掲げる事項のうち、必要と認めるものを定めること。

(7) 点検等の範囲に関する事項

(イ) 点検等の対象に関する事項

(ウ) 点検等の内容に関する事項

a 点検項目

b 点検時期

c 点検方法

d 清掃、除草等の時期

e 清掃、除草等の方法

(エ) 点検等の体制に関する事項

(オ) 点検等の記録に関する事項

(カ) 点検等の結果の報告に関する事項

(キ) その他当該道路の管理上必要と認められる事項

ウ 占有者は、点検要領に従い、当該占有区域及びその近傍における道路構造物等の日常的な点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。

エ 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

- (9) 上記以外については、平成21年1月26日国道利第17号国土交通省道路局長通達（通知等第14の1(1)）及び国道利第19号国土交通省道路局路政課長通達（通知等第14の1(2)）によることとするが、許可権限は本庁にあるので留意すること。

2 トンネル上部の占有

トンネルの上に設ける占有物件の占有の場所については、次に掲げるところによること。ただし、トンネルの上に道路がある場合にあっては、当該道路に係る占有の基準の適用を妨げるものではないので留意すること。（令第10条第3号）

ア トンネルの構造の保全に支障のない場所であること。

イ トンネルの換気又は採光に支障のない場所であること。

第15 道路法第32条第1項第7号・令第7条第10号該当物件（道路の上空に設ける事務所等）

- (1) 道路の上空に設けられる部分（法敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。）がある場合においては、その最下部と路面との距離が4.5メートル（歩道上にあっては、2.5メートル）以上であること。（令第10条第1号）
- (2) 上記に定めるほか、都市再生特別措置法に係る占有の許可に当たっては、平成23年10月20日付け国道利第22号国土交通省道路局路政課長通知（通知等第17(1)）を参照すること。

第16 道路法第32条第1項第7号・令第7条第11号該当物件（非常災害時に設ける応急

仮設住宅)

- (1) 占用が認められる応急仮設住宅は、建築基準法第85条第1項に規定する特定行政庁が指定する区域内に存する道路の区域（道路法第91条第2項に規定する道路予定区域含む。）内の土地に災害救助のために建築するものであること。
- (2) 占用主体は、国、地方公共団体又は日本赤十字社とすること。
- (3) 道路区域内に占用する場合は、次のいずれかに該当する位置とすること。（令第11条の9第1項）
 - ア 法面
 - イ 側溝上の部分
 - ウ 路端に近接する部分（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）
- (4) 道路区域内に占用する場合は、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、継続し、又は屈曲する部分に設けない等、非常災害時における道路の通行機能、輸送機能の妨げとならないようにすること。（令第11条の9第2項）
- (5) 道路予定区域内に占用する場合には、占用期間内に道路事業に係る着手予定がないなど、将来の道路事業に支障のない場所であること。
- (6) 上記以外の取扱い、平成20年4月1日付け国道利第1号国土交通省道路局路政課長通達（通知等第16(1)）を参照すること。

第17 道路法第32条第1項第7号・令第7条第12号該当物件（自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具）

- (1) 次のいずれにも該当する場合に認めるものであること。
 - ア 道路上における自転車、原動機付自転車又は二輪自動車（以下「自転車等」という。）の放置が問題となっている地域等において、これらが整序されることにより、歩行者等の安全で円滑な通行に資する等相当の公共的利便に寄与するものであること。
 - イ 自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下「自転車等駐車器具」という。）は、逼迫する駐車場需要に対応するという公益性が大きいことから占用を認めるものであることから、一般公共の用に供するものであること。
- (2) 占用主体は、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他自転車等駐車器具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整序する能力を有すると認められる者とする。
- (3) 自転車等駐車器具の占用に当たっては、放置自転車等の整理や撤去、当該地域における街づくり等に関する各種施策等との整合性を確保するため、占用主体、占用の場所、駐車料金の額や徴収方法などの運営形態等について、関係地方公共団体等と十分に調整し、その意見、要望等を反映したものとすること。
- (4) 自転車等駐車器具の占用場所は、次に掲げる場所とすること。
 - ア 車道以外の道路の部分（分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。以下同じ。）で、交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるなど、当該道路及びその周辺の状況等からみて適当な場所であるこ

と。（令第11条の10第1項第1号）

イ 法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、歩行者等の安全で円滑な通行に支障を与えることがないように設置するため、自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに、歩行者又は自転車（以下「歩行者等」という。）が通行することができる自転車道、自転車歩行者道又は歩道（以下「歩道等」という。）の部分の一方の側の幅員を道路構造令等に規定する幅員のとおりに確保すること。ただし、横断歩道橋の下の歩道上や植樹帯間に設ける場合など、当該駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる部分の一方の側の幅員が従前の幅員を下回らない場合で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合においては、この限りでない。（令第11条の10第1項第2号）

ウ 原則として交差点等の地上に設けないこと。横断歩道橋の下の歩道上に設ける場合など、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、継続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこと。（令第11条の10第2項）

エ 道路の上空に設けられる部分（法敷、側溝、路端に近接する部分又は歩道内の車道に近接する部分の上空にある部分を除く。）がある場合においては、その最下部と路面との距離は5メートル以上とすること。ただし、歩道上にあっては、2.5メートル以上で除雪作業に支障のない距離とすることができる。

オ 特定連結路附属地に設ける場合にあっては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

カ 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所であること。

(5) 原動機付自転車又は二輪自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の駐車器具の占用場所は、次に掲げる場所とすること。

ア 駐車するために原動機付自転車等に乗車したまま歩道等内を通行して、歩行者等との交通事故を惹起させることのないよう、車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分に設けることとし、この場合においては、交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるなど、当該道路及びその周辺の状況等からみて適当な場所であること。（令第11条の11第1項第1号）

イ 歩行者等の安全で円滑な通行に支障を与えることがないように設置するため、原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車等の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる歩道等の部分の幅員を(4)イのとおり確保すること。ただし、横断歩道橋の下の歩道上や植樹帯間に設ける場合など、当該駐車器具を原動機付自転車等の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる部分の幅員が従前を下回らない場合で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合においては、この限りではない。（令第11条の11第1項第2号）

ウ (4)ウからカまでは、原動機付自転車等の駐車器具に適用する。（令第11条の11第2項）

(6) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。（令第12条第1号）

- (7) 自転車等駐車器具は固定式とし、十分な安全性及び耐久性を具備したものとする。
- (8) 構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。
- (9) 車輪止め装置（通称ラック）は、安全や視距を確保する観点から、平面式とする。
- (10) 歩行空間と自転車等の駐車空間を明確に区分すること。この場合においては、自転車等が駐車されることとなる道路の部分の外周のうち、歩行者等の進行方向と交差する部分がある場合には、柵等を設けること。なお、当該部分以外の外周においても接触事故等がないよう、柵等を設けることが望ましい。
- (11) 必要に応じ、反射材を取り付け又は照明器具を設けるなどにより歩行者等の衝突等を防止するための措置を講じること。
- (12) 自転車等の駐車等に際し、歩行者や自動車等と接触することがないように、必要な余裕幅を確保するなどの安全上の配慮を十分行うこと。
- (13) 駐車可能な範囲及び駐車の方法を示すため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定められた道路標識、区画線及び道路標示を設ける必要があることから、管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。
- (14) 原動機付自転車等駐車器具を設ける場合においては、柵等を設けることなどにより、原動機付自転車等が原則として車道側から進入するものとする。
- (15) 上屋を設ける場合においては、当該上屋の構造等について、新潟県道路占用許可基準第1の8の上屋に掲げる基準を準用するものとする。
- (16) 自転車等駐車器具の道路占用の許可に際し、建築基準法第6条、消防法（昭和23年法律第186号）第7条又は道路交通法第77条の許可等が必要な場合には、これらの関係機関とも事前に協議等を行うなど十分な連絡調整を図ること。
- (17) 占用の許可に当たっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこと。
 - ア 自転車等が適正に駐車され、歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の整序等を適切に行うこと。
 - イ 自転車等駐車器具の管理を適切に行うこと。
 - ウ 不特定多数の者の利用に供すること。
 - エ 利用者に対して利用約款等を見やすく表示すること。
 - オ その利用について時間単位、月単位等により駐車料金を徴収する場合には、付近の駐車場等の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
 - カ その他道路管理者が必要と認める事項。
- (18) 車輪止め装置、柵、上屋、照明器具、案内板、自動精算機等を自転車等駐車器具として一括して許可することができること。
- (19) 特定の利用者による自転車等の通常の保管場所として、利用されることにならないようにすること。
- (20) 関係地方公共団体、沿道住民、沿道店舗、道路利用者等の理解を十分に得るなど、地域の合意形成

の確保に努めること。

- (21) 「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針」（平成18年11月15日付け国道交安第28号）を参照すること。
- (22) 上記に定めるほか、都市再生特別措置法に係る占用の許可に当たっては、特例が定められているため、平成23年10月20日付け国道利第22号国土交通省道路局路政課長通知（通知等第17(1)）を参照すること。

第18 道路法第32条第1項第7号・令第7条第13号該当物件（自動車専用道路に設ける休憩所等）

- (1) 自動車専用道路に設置される休憩所、給油所その他の自動車に燃料又は動力源として電気を供給するための施設及び自動車修理所（以下「道路サービス施設」という。）は、その規模及び構造等において一般の占有物件と著しく異なるものであるが、これらの道路の安全かつ円滑な交通を確保するために必要な利用者サービスを提供する公共性の高い施設として占有を認められるものである。したがって、道路サービス施設の道路占有については、この基準に従い公正な処理を行い、道路管理の適正と当該施設の効率的な運営を期することとし、もって自動車専用道路における交通の安全と通行者の利便の一層の向上に資するものとする。
- (2) 道路サービス施設は、自動車専用道路の附属物として設けられた路側駐車場の区域内に限り占有を許可するものとする。この場合において、当該路側駐車場は、本来の駐車需要に必要な面積のほか、道路サービス施設の占有を許可することにより派生する駐車需要に必要な面積が十分に確保されたものでなければならない。
- (3) 道路管理者は、同一路線及び関連する路線（以下「同一路線等」という。）の道路サービス施設の配置計画をあらかじめ策定し、当該配置計画に適合するものについてのみ占有を許可するものとする。
- (4) 道路サービス施設の占有主体は、自動車専用道路の安全かつ円滑な交通に支障を生ずることのないよう、占有物件の管理及び(5)に掲げる義務を適確に行うことができる者に限り認めるものとする。この場合、同一路線等の道路サービス施設については、当該同一路線等において一定水準以上のサービスが長期的に確保されること、道路管理者の指示等が適切かつ迅速に周知されること等に配慮しつつ、占有主体を決定するものとする。
- (5) 道路サービス施設の占有許可を行うに当たっては、次に掲げる条件を付すこととする。
 - ア 自動車専用道路上で発生した事故その他の緊急事態を発見し、又はこれについて連絡を受けた場合は、速やかに道路管理者、警察、緊急医療機関等へ連絡すること。
 - イ 災害その他の非常事態に備え、防災訓練等に努めるとともに、非常事態が発生し、又はその発生が予測される場合は、通行者の避難誘導その他の措置を講ずること。
 - ウ 必要に応じ、路側駐車場（トイレ、園地及び歩道部を含む。）の清掃、除雪その他の管理を行うこと。
 - エ 通行者に対する道路案内等を行うこと。
 - オ その他道路管理者の要請により道路の管理に協力すること。

カ 道路サービス施設に係る経理とその他の経理とを区分して経理すること。

キ 当該施設の営業を第三者に委託する場合、原則として、当該第三者を競争入札により選定すること。この場合において、占用主体は、多様な業態の営業者（営業を委託された第三者をいう。）を選定するなど、当該施設の利用者の利便の向上が図られるよう配慮すること。

ク 前記の委託をする場合には、他の占用許可条件及び道路管理者の指示に従い、通行者の利便及び交通の安全を図るために必要な条件を付すこと。

(6) 道路サービス施設の配置及び構造については、次によるものとする。

ア 当該施設の設置によって当該道路の交通の安全が害されないよう、導流島、道路標識その他必要な安全施設が整備されていること。

イ 道路サービス施設に出入りするため道路の本線上を横切る交通が生じないよう施設を配置すること。

ウ 必要に応じ、ベンチその他道路サービス施設の利用者の利便の向上に資するために必要な施設を配置すること。

エ 沿道から道路サービス施設へ物品の搬入等を行うための出入路は、当該用途以外の用途に供されないような構造とすること。

オ 広告物の掲出に当たっては、その地域の屋外広告物条例等を遵守するとともに、当該道路の美観を損なわないよう十分な配慮をすること。

カ その他道路サービス施設の配置及び構造については、通行者の利便及び交通の安全を図るため十分な配慮をすること。

(7) 自動車専用道路の安全かつ円滑な交通の確保、道路サービス施設の利用者の利便の向上、周辺の土地利用状況との調和の確保等の観点から、適正かつ合理的な利用を図る必要があると認められる場合には、必要に応じ、道路管理者は道路サービス施設に係る将来的な利用計画（以下「道路サービス施設利用計画」という。）を策定すること。

ア 道路管理者は、道路サービス施設利用計画を策定するに当たっては、関係する他の道路管理者、地方公共団体、学識経験者等から構成される道路サービス施設利用計画検討会を開催し、意見を聴取すること。

イ 道路サービス施設利用計画の策定に当たっては、公共性、公益性等の観点を十分考慮すること。

ウ 道路サービス施設利用計画には、必要に応じ、利用用途、占用の場所、構造、期間、占用主体等に関する事項を定めること。

エ 道路サービス施設利用計画は、占用の実態、自動車専用道路の交通状況、周辺の土地利用状況等を踏まえ、必要に応じ、その変更又は見直しを行うこと。

オ 道路サービス施設利用計画の変更又は見直しを行おうとする場合には、再度道路サービス施設利用計画検討会の意見を聴くこと。ただし、当該検討会において変更又は見直し時の取扱いを定めている場合には、この限りではない。

カ 道路サービス施設利用計画を策定した場合には、これに沿って、占用許可を取扱うこと。

キ 道路サービス施設利用計画は(3)に規定する配置計画に適合すること。

ク 道路サービス施設利用計画検討会については、公平性、中立性に配慮した構成とするとともに、弾力的な運用に努めること。

(8) 道路サービス施設の占有に関連して自動車専用道路の管理上次の事項に留意するものとする。

ア 上記の道路占有による以外は、道路サービス施設を道路に設けることは認められないものであること。

イ 路側駐車場その他自動車専用道路の区域内において、車両等を利用して物品の販売その他の営業活動を行う者に対しては、道路法第48条の11の規定の趣旨に従い、極力その排除の措置を講ずること。

第19 道路予定区域に設ける駐車施設、広場、公園、仮設店舗、仮設展示場等

(1) まちづくりや賑わい創出などの観点から、計画的な有効活用が図られる場合は占有を認めることができるものとし、都市計画、周辺の土地利用状況等との調和を保ちつつ、まちづくり等の観点から適正かつ合理的な土地の利用を図る必要があると認められる道路予定区域等について、道路管理者は必要に応じ、道路予定区域に係る将来的な利用計画（以下「利用計画」という。）を策定し、これに沿って占有許可を取り扱うものとする。

ただし、周辺の土地利用状況等との調和を損なうおそれが少ない場所等にあつては、利用計画を策定する必要はないものとする。

(2) 道路予定区域には、道路法第91条第2項に規定するもののほか、車両又は歩行者の通行の用に供していない道路区域内の土地を含むものとする。

(3) 占有物件は、暫定的な利用として、駐車施設、広場、公園、仮設店舗、仮設展示場等を対象とし、将来の道路事業の施行に伴い除去が容易な構造とすること。

(4) 占有の許可に当たっては、公共的ないし公益的な利用を優先するものとする。

(5) 利用計画を策定するに当たっては、関係する道路管理者、地方公共団体、学識経験者等から構成される利用計画検討会を開催し、意見を聴取するものとする。

(6) 占有の場所、占有物件の構造等の基準については、以下によるものとする。

ア 道路予定区域の占有により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。特に交差点、横断歩道等の付近においては、占有物件を設けることにより、車両の運転者の視距を妨げることがない場所及び構造であること。

イ 柵又は縁石等の工作物等により占有範囲が明確にされていること。

ウ 道路予定区域に設ける占有物件については、将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものではないこと。

エ 高架下と近接する占有物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。

オ 道路予定区域から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。

カ 占有物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

キ 次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。

(7) 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。

(イ) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。

(ウ) 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。

(7) 占用の期間については、占用の目的、占用の形態等を考慮して適正に定めるものとする。なお、道路予定区域については、将来の道路事業の施行の支障とならないよう、将来の道路事業の施行時期等を考慮して、必要に応じ、占用の期間を短期に設定するものとする。

(8) 占用主体については、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、占用物件を適確に管理できると認められる者とする。

(9) 占用の許可を行うに際して一般的な条件のほか、占用の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を付するものとする。

ア 道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。

また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

イ 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。

ウ 必要に応じ、当該占用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。

エ 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じること。

(10) 占用許可の更新に当たっては、占用の実態、道路交通の状況、将来の道路事業の計画等を考慮して、必要に応じ、占用の期間、占用許可の条件等の見直しを行うものとする。

(11) 駐車施設、広場、公園等については、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」として、仮設店舗、仮設展示場等については同項第6号の「その他これらに類する施設」として取扱うものとする。また、駐車施設、広場、公園等の占用の場合における占用料の額の算定に当たっては、柵又は縁石等で区画された範囲を占用面積とし、新潟県道路占用料徴収条例別表中「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の項の「その他のもの」の項を適用する。

(12) 上記以外については、平成21年1月26日国道利第17号国土交通省道路局長通達（通知等第19(1)）及び国道利第19号国土交通省道路局路政課長通達（通知等第19(2)）を参照すること。

道路占用物件であるベンチの管理規程

年 月 日制定

占用者

- 1 設置したベンチ及びベンチ周辺の清掃を定期的に行う。（必要に応じ、年 回、月 回等を記載。）
- 2 設置したベンチ及びベンチ周辺の除雪は必要に応じ、実施する。
- 3 設置したベンチの破損又は塗装等補修の必要が生じた場合は、すみやかに実施する。
- 4 設置したベンチ及びベンチ周辺は美観を損なわないよう、適宜現地の巡視、点検を実施する。
- 5 設置したベンチの管理に関し、道路管理者から要請があった場合は、誠意をもって実施する。
- 6 上記規定は、ベンチに付随して設置するゴミ箱にも準用する。（該当ある場合に記載。）

附 則

この管理規程は、年 月 日から実施する。

※この管理規程は、標準的なものであり、地域の実情等に応じて適宜制定してよい。

ただし、占用物件は占用者が維持管理するものであるので、それに反しない内容とする。

道路占用物件である上屋の管理規程

年 月 日制定

占用者

- 1 設置した上屋及上屋周辺の清掃及び張り紙等の撤去を定期的に行う。（必要に応じ、年 月 回等に記載。）
- 2 設置した上屋及上屋周辺の除雪は必要に応じ、実施する。
- 3 設置した上屋の破損又は塗装等補修の必要が生じた場合は、すみやかに実施する。
- 4 設置した上屋及び上屋周辺は美観を損なわないよう、適宜現地の巡視、点検を実施する。
- 5 設置した上屋の管理に関し、道路管理者から要請があった場合は、誠意をもって実施する。
- 6 上記規定は、上屋に付随して設置するゴミ箱にも準用する。（該当ある場合に記載。）

附 則

この管理規程は、年 月 日から実施する。

※この管理規程は、標準的なものであり、地域の実情等に応じて適宜制定してよい。

ただし、占用物件は占用者が維持管理するものであるので、それに反しない内容とする。

アーケード管理規約

（目的）

第1条 本規約は、定款第 条第 号に規定するアーケードの管理について、道路管理者の定める関係法及び指導に従うほか、その円滑な運営に必要な事項を定め、もって、組合員の繁栄と顧客並びに一般市民の便益と安全を図ることを目的とする。

2 この規約に定めていない事項については、理事会に諮り、理事長が定める。

（管理委員会の構成及び職務）

第2条 本組合は、アーケード管理事業の執行に関し、アーケード管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会は、次の者で構成する。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

(3) 委員 人

3 管理委員会は、総会及び理事会が決定した業務を執行するほか、次の職務を行う。

- (1) 別表に掲げるアーケードの維持に必要な管理
- (2) アーケードの管理費、建設負担金の算定及び変更具申
- (3) 使用者の変更の認定
- (4) 義務違反者に対する賠償額の算定具申
- (5) 前各号のほか、アーケードの管理に必要な事項

（委員等の任命及び任期）

第3条 管理委員会の委員長、副委員長、委員（以下「委員等」という。）の任命及び解任は、理事長が行う。

2 委員等の任期は2年とする。

（管理委員会の招集、議事）

第4条 管理委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 管理委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

（使用者の定義）

第5条 使用者とは、本組合のアーケードの所在する公共舗道に面し、小売業、サービス業、その他の事業を営む者等とする。

（使用者の遵守義務及び損害賠償）

第6条 使用者は、別表に掲げる自主点検、不法広告物の撤去、積雪による危険の防止の各事項について、管理委員会の指示に従い、これを忠実に遵守しなければならない。

2 使用者は、アーケード維持保全のため、次の行為をしてはならない。この場合において、やむを得ない理由があるときは、管理委員会に届け出て、許可を得なければならない。

- (1) アーケードの上にみだりにあがること。
- (2) アーケードの上に、物品を乗せること。
- (3) アーケードの上に、店舗、家屋等からの雨水等を流すこと。
- (4) アーケードからの雨水等の排水の流通を妨げること。
- (5) 前各号のほか、アーケードの維持保全を妨げる一切の行為。

3 アーケードを損傷させた使用者は、故意又は過失を問わず、その生じたすべての損害を賠償する責に任ずる。

(使用者の負担)

第7条 使用者は、総会で別に定める管理費及び建設負担金を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者がその使用する店舗又は家屋を借用している場合における前項の経費の負担割合等については、所有者、使用者の申出により管理委員会に諮り決定することができる。

3 申出者は、前項の決定に従わなければならない。

附則

この規約は、 年 月 日から適用する。

※この規約は、標準的なものであり、地域の実情等に応じて適宜制定してよい。

ただし、占用物件は占用者が維持管理するものであるので、それに反しない内容とする。

別表（第2条第3項第1号及び第6条）

1 自主点検

- (1) 日常、アーケードの老朽化等及び通行者に危険のないよう注意点検する。
- (2) 毎月 日を安全点検日とし、アーケード内の点検を行う。
- (3) 道路管理者の指導による点検を実施する。

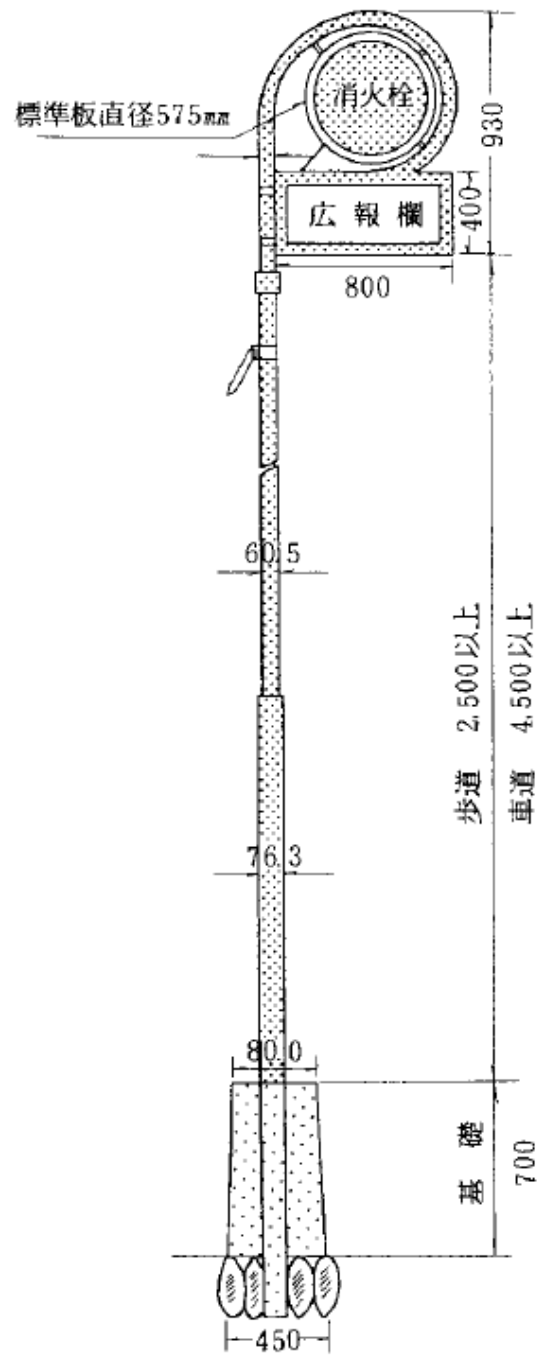
2 不法広告物等の撤去

- (1) アーケード内の不法商品看板、不法物件、その他通行の妨げになるような物の撤去
- (2) 組合が行う共同宣伝事業のポスター等又は理事長が特に認めた場合以外のアーケードの美観を損なうようなポスター等の撤去
- (3) 道路管理者が行う不法広告物等の撤去作業への協力

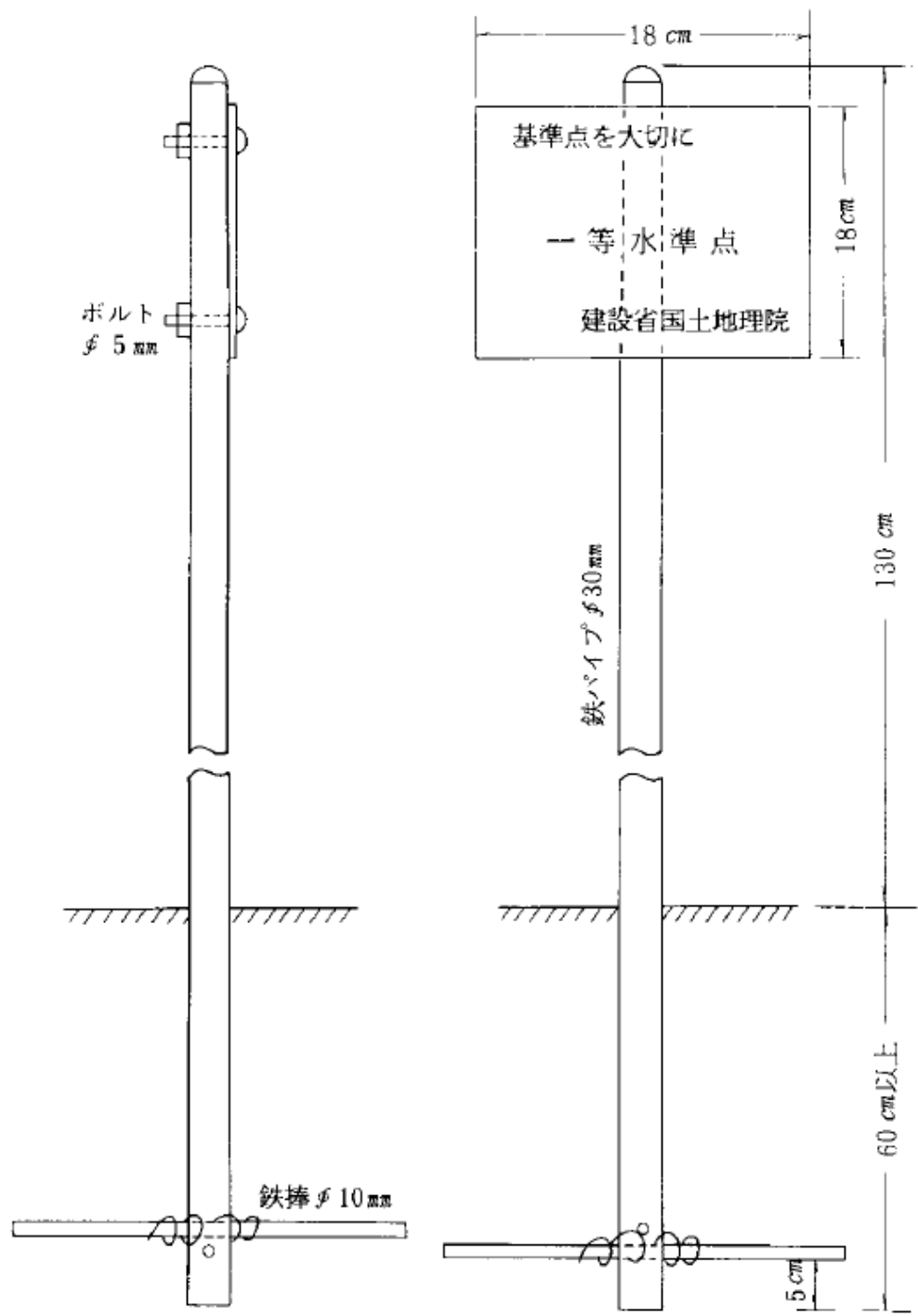
3 積雪による危険防止

積雪による倒壊、落雪等の危険を防止するため、積雪 cm以上となった場合の一斉雪降ろし

消防用水利標識柱姿図



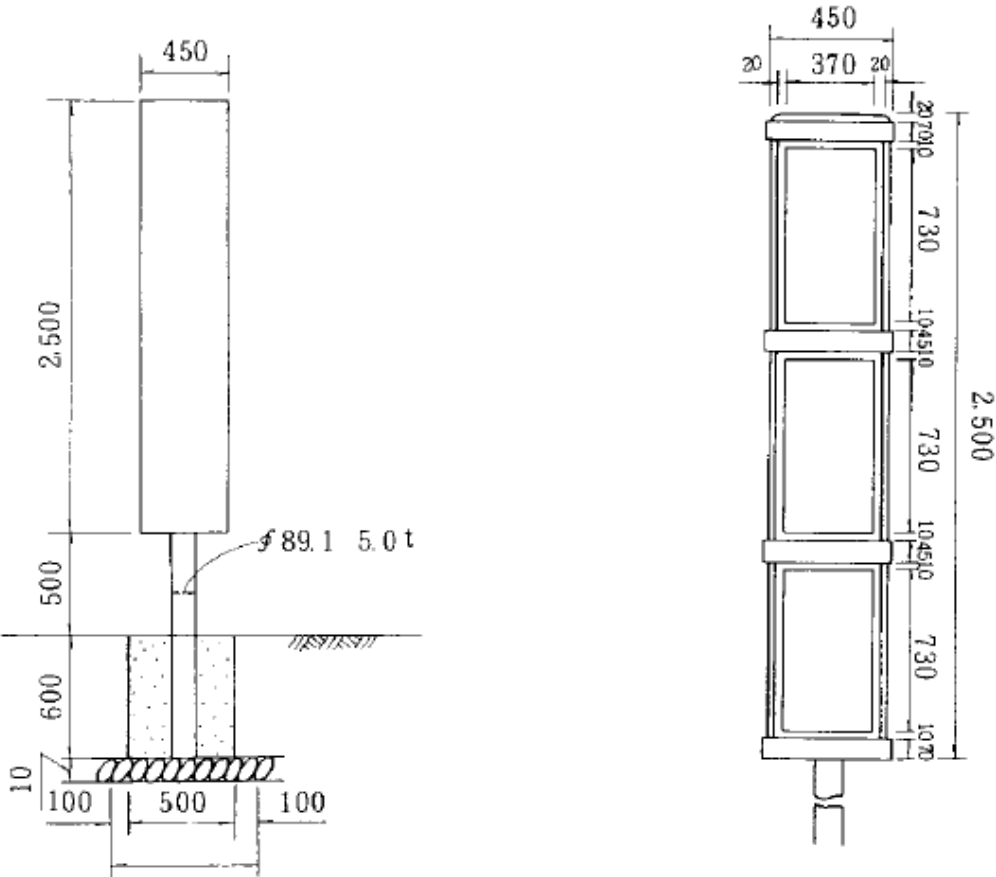
水準点表示板設置図



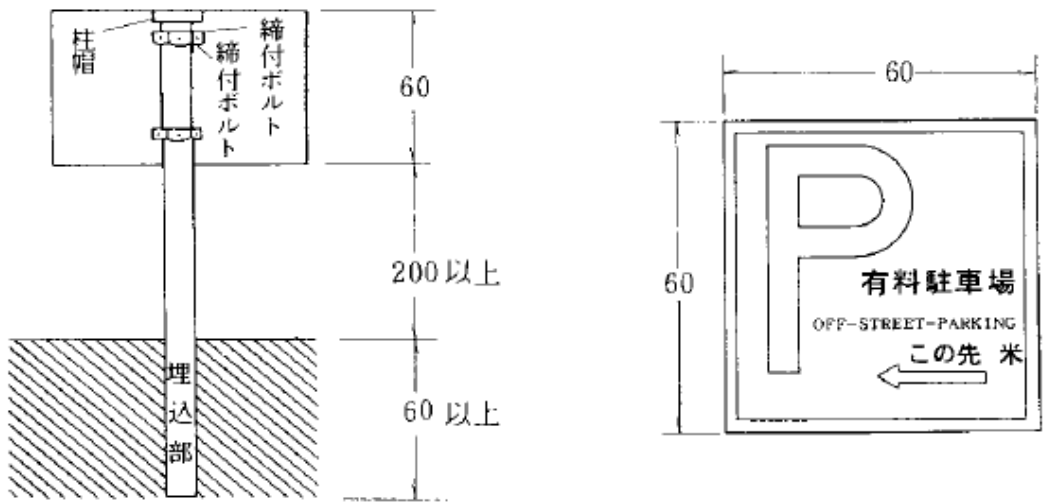
標示板はホーロー板とする。

支柱はビニール被覆とし頭部にキャップをつける。

根止は十字に入れ鉄線で支柱に固定する。



別紙 7 （第 7 の 2 の (5) のア及びオ関連）



別表 1（第 2 関連）

道路下占用物件の埋設深一覧表

物 件	埋 設 深	備 考
水 管	1.2メートル超 (0.6メートル超)	(工事実施上やむを得ない場合)
下 水 道 管	3メートル超 (1メートル超)	(工事実施上やむを得ない場合)
ガ ス 管	1.2メートル超 (0.6メートル超)	(工事実施上やむを得ない場合)
高 圧 ガ ス 管	1.2メートル超 (0.9メートル超)	(市街地又は人家連坦地区で防護構造物設置の場合、 防護構造物までの埋設深)
石 油 管	1.8メートル超 (1.5メートル超)	市街地の路面下 (防護構造物設置の場合、防護構造物までの埋設深)
	1.5メートル超 (1.5メートル超)	市街地以外の路面下 (防護構造物設置の場合、防護構造物までの埋設深)
	1.2メートル超 (0.9メートル超) (0.6メートル超)	路面下以外 (市街地で防護構造物設置の場合) (市街地以外で防護構造物設置の場合)
地 下 電 線	0.8メートル超	歩道又は自歩道がある道路の車道下及び歩道又は自歩道がない道路の路面の中央部下
	0.6メートル超	上記以外

(注) 1 この一覧表は、新潟県道路占用許可基準 第 2 道路法第32条第 1 項第 2 号該当物件（水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件）において定められている、確保しなければならない道路下占用物件の頂部と路面との距離を物件別に分類したものである。

2 電線共同溝又はキャブシステム等、道路管理者が道路の地下に設ける施設を占用する地下電線については、この一覧表は適用しないものである。

別表 2（第 2 関連）

道路下占用物件に使用できる埋設管路一覧表

○＝使用できる管種

管 種 \ 用 途	位 置	水 管	下水道管	ガス管	高 圧 ガス管	石油管	電力線	通信線	その他 の管類
鋼 管	車道等	○	○	○	○	○	○	○	○
	歩道等	○	○	○	○	○	○	○	○
鋳 鉄 管	車道等	○	○	○			○	○	○
	歩道等	○	○	○			○	○	○
ダクタイル鋳鉄管	車道等	○	○	○			○	○	○
	歩道等	○	○	○			○	○	○
コンクリート管	車道等		○				○	○	○
	歩道等		○				○	○	○
硬質塩化ビニル管 耐 衝 撃 性 硬質塩化ビニル管	車道等	○	○				○	○	○
	歩道等	○	○				○	○	○
強化プラスチック 複 合 管	車道等		○				○	○	○
	歩道等		○				○	○	○
陶（セラミック）管	車道等		○						○
	歩道等		○						○
ポリエチレン管	車道等	○	○	○					
	歩道等	○	○	○					
波 付 硬 質 ポリエチレン管 （F E P 管）	車道等						○	○	
	歩道等						○	○	
合 成 樹 脂 製 可 とう 電 線 管	車道等						○	○	
	歩道等						○	○	

（注） 1 この一覧表は、新潟県道路占用許可基準 第 2 道路法第32条第 1 項第 2 号該当物件（水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件）において別途定めるものとしている道路下占用物件に使用できる「堅固で耐久力を有する」埋設道路を管種別、位置別に分類したものである。

2 鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管及びコンクリート管以外の管種については、J I S（日本工業規格）、J S W A S（日本下水道協会規格）、電力会社社内規格などにより、「堅固で耐久力を有する」ものとの証明がされているものでなければならない。

3 車道等とは、車道部分、横断部分への占用をいう。

4 歩道等は、車道等以外の歩道部分、法敷等及び引込管の占用をいう。

道路下占用物件の埋設深の特例の対象となる管路等及び埋設深一覧表

１ 地下埋設深の特例の対象となる管路等一覧表

占用物件	材 質	規 格	管 径
ガ ス 管	鋼 管	J I S G 3452	300mm以下
	ダクタイル鋳鉄管	J I S G 5526	300mm以下
	ポリエチレン管	J I S K 6774	300mm以下
水 管	鋼 管	J I S G 3443	300mm以下
	ダクタイル鋳鉄管	J I S G 5526	300mm以下
	硬質塩化ビニール管	J I S K 6742	300mm以下
	水道配水用ポリエチレン管	引張降伏強度 204kg f / cm ² 以上	200mm以下で外径／厚さ ＝11のもの
	水道配水用ポリエチレン管	PE100	300mm以下で外径／厚さ ＝11以下のもの
	水道給水用ポリエチレン管		
下 水 道 管	ダクタイル鋳鉄管	J I S G 5526	300mm以下
	ヒューム管	J I S A 5303	300mm以下
	強化プラスチック複合管	J I S A 5350	300mm以下
	硬質塩化ビニール管	J I S K 6741	300mm以下
	陶 管	J I S R 1201	300mm以下
	ポリエチレン管	J S W A S K - 14	300mm以下
	一般用ポリエチレン管	J I S K 6761	300mm以下
地 下 電 線	コンクリート多孔管	管材曲げ引張強度 54kg f / cm ² 以上	φ 125 × 9 条以下

２ 上記１の管路等を埋設する場合の埋設深一覧表

占用物件	埋 設 深	備 考
ガ ス 管	道路の舗装厚＋0.3メートル (当該値が0.6メートル未満の場合は0.6メートル) 超	
	0.5メートル超	本線以外の線を歩道の地下に埋設する場合
水 管	道路の舗装厚＋0.3メートル (当該値が0.6メートル未満の場合は0.6メートル) 超	
	0.5メートル超	本線以外の線を歩道の地下に埋設する場合
下 水 道 管	道路の舗装厚＋0.3メートル (当該値が1.0メートル未満の場合は1.0メートル) 超	本線を埋設する場合
	道路の舗装厚＋0.3メートル (当該値が0.6メートル未満の場合は0.6メートル) 超	本線以外の線を車道の地下に埋設する場合
	0.5メートル超	本線以外の線を歩道の地下に埋設する場合
	1.0メートル超	外圧１種ヒューム管を用いる場合
地 下 電 線	道路の舗装厚＋0.3メートル (当該値が0.6メートル未満の場合は0.6メートル) 超	車道の地下に埋設する場合
	0.5メートル超	歩道の地下に埋設する場合

- (注) １ この表は、事業として「占用物件」の欄に掲げる物件を埋設する者について適用する。
- ２ この表に掲げる管路等以外の管路等であって、この表に掲げる管路等と同等以上の強度を有するものは、この表に掲げる管路等の管径を超えない範囲内において、特例の対象とすることができる。この場合、占有者からこの表に掲げる管路等と同等以上の強度を有することを示させること。
- ３ 歩道の地下に設ける場合は、当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。
- ４ 径にはいわゆる呼び径で表示されるものを含む。

道路下占用物件の埋設深の特例の対象となる管路等及び埋設深一覧表

1 地下埋設深の特例の対象となる管路等一覧表

占用物件	種類（規格）	径
地下電線	鋼管 J I S G 3452	250mm以下
	強化プラスチック複合管 J I S A 5350	250mm以下
	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 J I S K 6741	300mm以下
	硬質塩化ビニル管 J I S K 6741	175mm以下
	合成樹脂製可とう電線管 J I S C 8411	28mm以下
	波付硬質ポリエチレン管 J I S C 3653 附属書1	30mm以下
	電力ケーブル	600V CVQ ケーブル (より合せ外経64mm) 600V CVQ ケーブル (より合せ外経27mm)
	通信ケーブル（光）	40SM-WB-N (12mm) 1SM-IF-DROP-VC (2.0×5.3mm)
	通信ケーブル（メタル）	0.4mm50対 CCP-JF (15.5mm) 2対-地下用屋外線 (5.5mm)
	通信ケーブル（同軸）	12AC (16mm) 5CM (8mm)

2 上記1の管路等を埋設する場合の埋設深一覧表

占用物件	埋 設 深	備 考
地下電線	道路の舗装厚+0.1メートル (当該値が0.6メートル未満の場合は0.6メートル)超	車道の地下に埋設する場合
	道路の舗装厚+0.1メートル	歩道の地下に埋設する場合

- (注) 1 この表は、事業として「占用物件」の欄に掲げる物件を埋設する者について適用する。
- 2 この表に掲げる管路等以外の管路等であって、この表に掲げる管路等と同等以上の強度を有するものは、この表に掲げる管路等の管径を超えない範囲内において、特例の対象とすることができる。この場合、占用者からこの表に掲げる管路等と同等以上の強度を有することを示させること。
- 3 歩道の地下に設ける場合は、当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。
- 4 径にはいわゆる呼び径で表示されるものを含む。
- 5 電力ケーブル、通信ケーブル（光）、通信ケーブル（メタル）及び通信ケーブル（同軸）（以下「埋設ケーブル」という。）は国土交通省道路局において行われた、電線を浅く埋設することに関する技術的検討「無電柱化低コスト手法の技術検討に関する中間とりまとめ」（平成27年12月25日無電柱化低コスト手法技術検討委員会）（添付省略）を踏まえ、埋設ケーブルの防護のために、占用者から所要の防護措置を講じさせること（あらかじめ十分な強度を有する埋設ケーブルを使用する場合を除く。）。

別表3（第7の1の(6)のエ及びコ関連）

公職選挙法に基づく選挙期間中における掲示可能なポスター等一覧表（道路占用に関するもの）

1 選挙運動用のもの

物 件		提示できる数量	提示可能期間	選挙の別	根拠法令	備 考
選挙事務所用	ポスター 立札 看板 ちょうちん	各選挙事務ごとに （通じて） 合計3箇以内 1 箇	公（告）示の日 から選挙の当日 まで（法第143 条第5項）	・衆議院議員 ・参議院議員 ・県知事 ・市町村長 ・地方公共団体の 議会の議員	法第143条第1項第1号 " 第7項 " 第10項	選挙事務所の数（法第131 条）は表1-2のとおり。
演説会場用	ポスター 立札 看板 ちょうちん	会場ごとに （通じて） 合計2箇以内 1 箇 （ただし、衆議院 （小選挙区選出議 員、参議院（選挙区 選出）議員若しくは 県知事の候補者、候 補者届出政党又は衆 議院名簿届出政党等 は、会場外に掲示で きない。	演説会の開催中 （法第143条の 2）	・衆議院議員 ・参議院議員 ・県知事 ・市町村長 ・地方公共団体の 議会の議員	法第143条第1項第4号 " 第8項 " 第10項	個人演説会の会場外で、 衆議院（小選挙区選出）議 員、参議院（選挙区選出） 議員若しくは県知事の候補 者、候補者届出政党又は衆 議院名簿届出政党等は、個 人演説会の開催中、県選管 から交付された表示板をつ けた立札又は看板の類を会 場前に1以上（当該選挙ご とに通じて5箇以内）必ず掲 示しておかなければならず、 それ以外は掲示できない。 なお、これらの立札又は 看板の類は、個人演説会の 会場外のいずれの場所にお いても選挙運動のために使 用することができる。（法 第164条の2）
個人演説会告知 用ポスター		ポスター掲示場ごと に 1 枚	公（告）示の日 から選挙の当日 まで（法第143 条第6項）	・衆議院（小選挙 区選出）議員 ・参議院（選挙区 選出）議員 ・県知事	法第143条第1項第4号の 2 " 第3項 法第144条の2第5項	ポスター掲示場以外は認 められない。
選挙運動のため に使用するポス ター	ポスター掲示場ごと に 1 枚		同 上	・衆議院（小選挙 区選出）議員 ・参議院（選挙区 選出）議員 ・県議会議員	法第143条第1項第5号 " 第3項 " 第4項 法第144条の2第5項 " 第8項	候補者個人が使用するも の。 ポスター掲示場以外は認 められない。
	(1,000×県内届出候 補者数) 枚以内	同 上	同 上	・衆議院（小選挙 区選出）議員	法第143条の1第5項 法第144条の1第1項	候補者届出政党が使用す るもの。
	(500×選挙区内の衆 議院名簿登載者数) 枚以内	同 上	同 上	衆議院（比例代表 選出）議員	法第143条第1項第5号 法第144条第1項第2号	衆議院名簿届出政党等が 使用するもの。
	参議院名簿登載者1 人につき 70,000枚以内	同 上	同 上	参議院（比例代表 選出）議員	法第143条第1項第5号 法第144条第1項第2号の 2	参議院名簿登載者が使用 するもの。
	候補者1人につき 1,200枚以内	公示の日から選 挙の当日まで （法第143条第 6項）	同 上	・市長 ・市議会議員	法第143条第1項第5号 法第144条第1項第3号	法第144条の2第8項の規 定によりポスター掲示場を 設けている場合にあって は、それ以外の場所での掲 示は認められない。 （法第143条第4項）
	候補者1人につき 500枚以内	同 上	同 上	・町村長 ・町村議会議員	法第143条第1項第5号 法第144条第1項第4号	同 上
推薦団体の選 挙運動用	推薦演説会の開催を周 知させるためのポス ター	1の会場につき 500枚以 内	公（告）示の日 から選挙の当日 まで（法第201 条の4第9項）	・参議院（選挙区 選出）議員	法第201条の4第6項 " 第7項 " 第9項	推薦団体に限る。 （法第201条の4第2項）
	推薦演説会の会場にお いて掲示するポスター 立札及び看板の類	1の会場につき （通じて） 2箇以内	演説会の開催中 （法第201条の 4第9項）			

1-2 選挙事務所の数（法第 131 条）

選挙の種類		区 分		選挙事務所数
衆議院	小選挙区	候補者個人	第 2 区・第 3 区・第 4 区	1 か所
			第 1 区・第 5 区	2 か所
		候補者 届出政党	第 2 区・第 3 区・第 4 区	※ 1 1 か所
			第 1 区・第 5 区	※ 1 2 か所
	比例代表	衆議院名簿 届出政党等	県内で	※ 2 1 か所
参議院	選挙区	候補者個人		3 か所
	比例代表	衆議院名簿 届出政党等	県内で	1 か所
		参議院名簿 登録者個人		1 か所
県知事		候補者個人		1 か所
県議会議員				
市町村長		候補者個人		1 か所
市町村議会議員				

※ 1 は、候補者届出政党が届け出た候補者に係る選挙区ごとの設置数。

※ 2 は、北陸信越選挙区に届出をした衆議院名簿届出政党等に限る。

2 政治活動用のもの

物 件	提示できる数量	提示可能期間	選 挙 の 別	根 拠 法 令	備 考
ポスター	全国で 70,000＋ {(所属候補者数－10)÷5}×5,00 枚以内 ※ { } の計算で得られた数値に少数がある場合は切り捨てる。	公（告）示の日から選挙の当日まで（法第 201 条の 11 第 7 項）	・参議院議員 通常選挙 ・参議院（比例代表選出）議員 再選挙又は 補欠選挙	法第 201 条の 6 第 1 項 第 4 号 法第 201 条の 7 第 2 項	確認団体に限る。 法第 201 条の 6 第 3 項 法第 201 条の 7 第 2 項 法第 201 条の 8 第 2 項 法第 201 条の 9 第 3 項 2 以上の選挙が重複して行われる区域にあっては、各々の選挙運動期間中、左の各々の規定にしたがってポスター等を掲示することができる。（法第 201 条の 10） ※ 公職選挙法上は、所属候補者の選挙運動のために使用されるものが、掲示期間の制限を受けるのであり、純粋な政治活動のためのものであれば、選挙後も撤去義務は生じないものである。
	衆議院（小選挙区選出）の議員の 1 選挙区ごとに 500 枚以内		・参議院（選挙区選出）議員 再選挙又は 補欠選挙	法第 201 条の 7 第 2 項	
	1 選挙区ごとに 100＋{(所属候補者数－1)×50} 枚以内		・県議会議員	法第 201 条の 8 第 1 項 第 4 号	
	衆議院（小選挙区選出）議員の 1 選挙区ごとに 500 枚以内		・県知事	法第 201 条の 9 第 1 項 第 4 号	
	当該選挙の行われる区域につき 1,000 枚以内		・市長		
政談演説会告知用の立札及び看板の類	1 の政談演説会ごとに通じて 5 箇以内	演説会の開催中（法第 201 条の 11 第 10 項）	・参議院議員 通常選挙 ・参議院議員 再選挙又は 補欠選挙 ・県議会議員 ・県知事 ・市長	法第 201 条の 6 第 1 項 第 5 号 法第 201 条の 7 第 2 項 法第 201 条の 8 第 1 項 第 5 号 法第 201 条の 9 第 1 項 第 5 号	

